

問	答
<p>a 郵便物ノ種類(書狀、郵便葉書、新聞紙其ノ他ノ印刷物、見本又ハ業務用書類ノ包束物)</p> <p>b 郵便物ノ名宛ハ如何</p> <p>c 名宛人ノ詳細ナル住所氏名ハ如何</p> <p>d 郵便物ノ容積ハ大ナリシヤ</p> <p>e 何品ヲ封入セシヤ(成ルヘク詳細完全ニ記載スルコト)</p> <p>f 郵便ニ差出シタル正確又ハ概略ノ附</p> <p>g 差出人ノ住所氏名</p> <p>h 捜索效果アリタルトキハ差出人又ハ名宛人ノ孰レニ請求郵便物ノ送付ヲ要スルヤ</p>	
<p>二 差出人ヨリ</p>	
<p>i 郵便料完納ナリシヤ且完納ノ場合ニハ貼附シタル郵便切手ノ價格ハ幾何ナリシヤ</p> <p>j 郵便ニ差出シタル日時</p> <p>k 窓口ニ差出セシヤ又ハ郵便筒ニ投入セシヤ後段ノ場合ニハ何處ノ函ナルヤ</p> <p>l 差出人自身差出シタルヤ又ハ代人ニ託シ差出シタルヤ後段ノ場合ニハ何人ナルヤ</p>	

n. m 差出局ノ特別通報

n 第一媒介局ノ通報

o 第二媒介局ノ通報

本式紙ハ……………ニ返送セラルルヲ要ス

G 號(裏面)

郵政廳

逓立 局印

<p>三 不達普通郵便物取調請求ノ場合ニ於テ名宛人ヨリ提供スヘキ通報</p>	
問	答
<p>p 郵便物ハ名宛人ニ封達シタルヤ</p> <p>q 郵便物ハ通例郵便局ニ於テ受取ルヤ又ハ住所ニ配達セラルルヤ</p> <p>r 前段ノ場合ニ於テハ何人ニ受取ヲ託スルヤ</p> <p>s 後段ノ場合ニ於テハ直接ニ名宛人ニ又ハ其ノ使用人ニ交付セラルルヤ又ハ函ニテ受取ルヤ此ノ場合ニハ其ノ函ハ能ク閉鎖シ且定刻ニ開函スルヤ</p>	

郵便物ノ亡失カ既ニ屢發生セシヤ若
 然ラハ其ノ亡失セル郵便物ハ何因縁
 ノモナリシカヲ記載スルコト
 名宛局ノ特別通報

本式紙ハ.....ニ返送セラルルヲ要ス

H 號(表面)

郵政廳
郵便局

取調請求書

局差出
局印

部キヘス入記テ於ニ驛田差

留郵便物.....(a)
 又ハ.....ノ價格表記郵便物.....(b)
 包有品.....(c)
 千九百.....年 月 日.....氏ヨリ
 局ニ第.....號ヲ以テ差出其ノ名宛ハ左ノ如シ
(d)
 到達請求(e)
 前記郵便物ハ千九百.....年 月 日.....交換局發.....交換局宛郵便(第.....
 次便)ニテ差立テタリ
 右郵便物ハ(番狀日誌第一卷)第.....行ニ記入セリ

部キヘス入記テ於ニ驛宛名

合場ノ送配 下名ハ前記郵便物カ
 依頼ニ依リ向.....局ニ在ルコト
 千九百.....年 月 日差出局ニ返送セラレタルコト
 千九百.....年 月 日.....ニ再發セラレタルコト
 名宛局ニ到着セサルコト
 宣旨ス
 配達局長
 局印

名宛
局印

- (a) 書狀又は印刷物等
- (b) 書狀又は箱物
- (c) 成ルヘク包有品ノ種類ヲ記載スルコト
- (d) 送出人ニ於テ記入スヘキ部若シテキハ送出局ニ於テ記入スヘキ部
- (e) 場合ニ從ヒ塗抹スルコト

II 號(裏面)

表面ニ記載セル郵便物ハ千九百...年...月...日...交換局宛
 郵便(第...次便)ニテ送立テタリ
 右郵便物ハ 送立目録第...表...行ニ記入セリ

表面ニ記載セル郵便物ハ千九百...年...月...日...交換局宛
 郵便(第...次便)ニテ送立テタリ
 右郵便物ハ 送立目録第...表...行ニ記入セリ

表面ニ記載セル郵便物ハ千九百...年...月...日...交換局宛
 郵便(第...次便)ニテ送立テタリ
 右郵便物ハ 送立目録第...表...行ニ記入セリ

名宛既又ハ請求郵便物ヲ次圖ニ送達シタル場合ニ於テ正當ニ送達シタルコトヲ證明シ給
 ハサル媒介ノ確答

I 號(表面)

取戻又ハ名宛變更請求書(*)

郵便ニ依ル請求(寄留郵便物トシテ請求人)

一 取戻ノ請求
 千九百...年...月...日...郵便局ニ宛發送シタル且別紙撰寫ニ適合スル表紙ノ...
 物ノ種類)ヲ送出人ニ交付スル爲...局(送出局)ニ送達ヲ請フ
 千九百...年...月...日...ニ於テ

郵便局



一 名宛變更ノ請求

千九百...年...月...日...局ヨリ其局ニ宛發送シタル且別紙撰寫ニ適合スル表紙
 ノ...
 (郵便物ノ種類)ノ表紙中...
 (何何ノ記載)ヲ...
 (他ノ何何ノ記載)ニ訂
 正ヲ請フ
 千九百...年...月...日...ニ於テ

郵便局



(*)場合ニ從ヒ表面又ハ裏面ヲ塗抹スルコト

I 號(蓋面)

電信ニ依ル請求(電報ハ請求人)

一 取戻ノ請求

本日又ハ月日... 氏(名宛人ノ詳細ナル住所為者)ニ宛發送シタル

(何郵便物)ヲ去出地ニ返送アリタシ

印 草... (位置及種類)

外 封... (郵便物ノ形狀及色)

特 徴... (各種ノ記號及記號)



(署名) 郵便局長

二 名宛變更ノ請求(*)

本日又ハ月日... 氏(名宛人ノ詳細ナル住所為者)宛

(郵便物ノ種類)ノ名宛中... (何何ノ記號)ヲ... (他ノ何何ノ記號)ニ訂正アリタシ

印 草... (位置及種類)

外 封... (郵便物ノ形狀及色)

特 徴... (各種ノ記號及記號)



(署名) 郵便局長

(*) 附註郵便ニ依リ填寫ノ到達セシ後ニ非サレハ此ノ請求ニ應スルヲ得ス

K 號

郵政廳

縣又ハ國

許款郵便切手貼附ノ被疑アル左記郵便物ノ官用留置ニ依ル

送付書

郵便物ノ種類	送付書	名宛本文ノ寫	許款ノ被疑アル郵便切手ノ留置(留置)	備 考
一	送付書	三	日	
二	送付書			
三				
四				
五				

郵便局

L 號

郵政廳

名宛局

萬國郵便聯合ノ條約第十八條及同條約施行規則第三十二條ニ依リ... 於テ作成

罰書

詐欺郵便切手ノ使用

千九百...年...月...日...郵便局...タル下名ハ萬國郵便聯合ノ條約第十八條及同條約施行規則第三十二條ニ依リ...年...月...日...ヨリ送立テタル...地...
 氏宛重量...ニシテ料金...ワ前納セル...
 會ニ該郵便物ハ詐欺ノ嫌疑アル郵便切手ヲ貼附セシコトヲ證明ス右ハ前記條約第十八條ニ規定スル反則ヲ構成スルモノナリ
 名宛人ハ左ノコトヲ告知セリ(一)
 名宛人ハ送出人ヲ告知スルコトヲ許セサルコト
 名宛人ハ送出人ヲ知ラサルコト
 名宛人ハ...氏ナルコト(三)
 仍テ下名ハ名宛人ニ...ヲ交付シタリ
 下名ハ...郵政廳ニ送付スル爲...ヲ送押ヘタリ
 右證據トシテ下名ハ前記ノ條約第十八條及規則第三十二條ニ依リ處理セシムル爲本調査一
 通ヲ作成セリ

名宛人又ハ代人ノ署名

郵便局...署名

- (一)郵便物ノ種類(書狀見本印刷物業務用書類等)
- (二)場合ニ從ヒ此等配當ノ一部ヲ塗抹スルコト
- (三)反則者ノ住所氏名(若大都市ニ居住スル者ナルトキハ町名及家屋ノ番號ヲ記載スルコト)

M 號

差立郵政廳

閉塞繼越

名宛郵政廳

日 附	第一...	交換局宛	...	交換局宛
	第二...	交換局宛	...	交換局宛
合計				

千九百...年...月...日...ニ於テ 名宛交換局長

千九百...年...月...日...ニ於テ 右點檢承認ス

差立交換局長

R 號

千九百...年... 國郵便業務統計表

第一		第二													
年	人口(.....年ノ人口調査ニ依ル)	郵便局ノ數					郵便業務ノ數								
		國內	在外國	總數	郵便局ノ總數	地方郵便管理局ノ數	郵便局ノ總數	郵便局ノ總數	郵便局ノ總數	郵便局ノ總數	郵便局ノ總數				
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六

郵便															
深	郵便			職員											
	獨立	私	國	職員合計	郵便物送受員人數	取寄ノ數	郵便取扱人ノ數(但シ郵便局兼勤ノ者ヲ除ク)	合計	郵便局勤務	地方管理局勤務	中央郵政廳勤務	合計	郵便局勤務	地方管理局勤務	中央郵政廳勤務
國	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
有	三	一	〇	二	九	二	八	二	七	二	六	二	五	二	四
計	三	一	〇	二	九	二	八	二	七	二	六	二	五	二	四
有	三	一	〇	二	九	二	八	二	七	二	六	二	五	二	四

組											
馬	等	私	有	國	私	及	織	內	線	長	延
數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
無償ニテ從事スルモノ	助成金ヲ受ケ從事スルモノ	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四
鐵道	海上河川及湖上	鐵道	海上河川及湖上	鐵道	海上河川及湖上	鐵道	海上河川及湖上	鐵道	海上河川及湖上	鐵道	海上河川及湖上
四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六

第 三											
物	便	郵	料	有	狀	書	料	金	完	納	年
數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八
其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品	其ノ他ノ物品
第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計	第四十九條乃至第五十七條ニ配入セル郵便物ノ合計
五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八

明治四十年九月 告示 逓信省第五百五十五號 萬國郵便條約施行規則

郵便												
便口數	換引金代		小包		表記		價格		普通小包		數	
	代金引換ノ總金額	小包	郵便物	價格	價格	價格	價格	價格	價格			
										數		數
七三	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇

一六六八

業務												
便口數	換引金代		小包		表記		價格		普通小包		數	
	代金引換ノ總金額	小包	郵便物	價格	價格	價格	價格	價格	價格			
										數		數
八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四

一六六九

明治四十年九月 告示 逓信省第五百五十五號 萬國郵便條約施行規則

第四節 不能																
國內																
郵便物																
普通書狀及書留書狀																
郵便葉書																
印刷物業務用書類見本																
普通書狀及書留書狀																
郵便葉書																
印刷物																
業務用書類																
見本																
普通書狀及書留書狀																
郵便葉書																
印刷物																
業務用書類																
見本																
普通書狀及書留書狀																
郵便葉書																
印刷物																
業務用書類																
見本																
八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三

配達郵便物															
國內															
郵便物															
普通書狀及書留書狀															
郵便葉書															
印刷物業務用書類見本															
普通書狀及書留書狀															
郵便葉書															
印刷物															
業務用書類															
見本															
普通書狀及書留書狀															
郵便葉書															
印刷物															
業務用書類															
見本															
一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九

第五 財政ノ狀況

收		入	千九百……年度
一 郵便切手其ノ他料金前納ノ課票預金摺代			山
二 現金收入額			
三 旅客ノ運搬及過量荷物ニ對シ徵收シタル料金			
四 外國郵政廳ヨリ受取リタル金額			
五 其ノ他ノ徵收入			
收入合計			
支		出	千九百……年度
一 俸給手當等			山
a 官吏及職員			
b 集配人其ノ他下級職員			
二 局舎及郵便器具ノ購買費及維持費、地代、辦戻點燈費、郵便局備品費其ノ他ノ雜費			
三 鐵道(橋石、碎石、海上及河川ノ線路ニ於ケル運送料、郵便車ノ製造費及維持費ヲ包含ス)			
四 郵便物ノ亡失又ハ毀損ニ對スル賠償金			
支出合計			

S 號

千九百……年國際業務統計表(差立)

…… 郵政廳

國名	有 料		郵 便		物		免 料 郵
	書	狀	通 常	往 復	印刷物	業務用	
一 歐羅巴	二	三	四	五	六	七	八
獨 逸							
英 國							
法 國							
美 國							
日 本							
支 那							
暹 羅							
其 他							
支 出 合 計							

國名	代金引換	
	郵便物	小包
亞非利加 埃 リ ベ リ ア 及		
亞細亞 英領印 日 本		
歐洲 巴 羅 地 耳 白 義 利 通	一八 五	一九 五
	代金引換金 額ノ合計	二〇 五
		二一 五

第十三、第十四、第十六、第十八及第十九條ニ記入セル郵便物數中別配シテモノ

國名	代金引換
亞米利加 亞然的首利國 伯 加 智	
亞非利加 埃 リ ベ リ ア 及	
亞細亞 英領印 日 本	

國名	郵便為替		現金取立	預約業務ニ依ル新聞紙等
	口數	價格		
歐羅巴	三	三	三	三
獨逸				
奧地利				
白耳義				
亞米利加				
亞然的音共和國				
伯西兒				
加那利				
智利				
亞弗利加及				

リベリア	亞細亞	英領印度	日本
.....
.....
.....
.....

○逓信省告示第五百五十六號

本年九條約第七號羅馬締結價格表記書狀及箱物交換約定ノ施行規則左ノ如シ

明治四十年九月十九日

逓信大臣山縣伊三郎

萬國郵便聯合

獨逸及獨逸保護國、亞然的音共和國、埃地利、白耳義、ボスニア、ヘルゼゴヴィナ、伯西兒、勃爾瓦利、智利、古倫比亞共和國、丁抹及丁抹殖民地、埃及、西班牙、佛蘭西、亞爾及利、印度支那、佛蘭西殖民地及保護國、其ノ他ノ佛蘭西殖民地全體、大不列顛及大不列顛諸殖民地、英領印度、希臘、ガテマラ、洪都利、伊太利及伊太利殖民地、日本、歷山堡、滿得涅各羅、那威、和蘭、南領印度、葡萄牙及葡萄牙殖民地、羅馬尼亞、露西亞、塞爾維亞、瑞典、突尼斯、亞士古、間ニ締結セル價格表記書狀及箱物交換約定施行規則

下名ハ萬國郵便條約第十九條並價格表記書狀及箱物交換約定第十六條ニ依リ該約定ノ實施ヲ確實ニスル爲各共ノ郵政廳ニ代リ協議ヲ遂ケ左ノ手續ヲ決定セリ

第一條 業務ノ組織

一聯合疆域内ニ於テ通常郵便物遞送ノ爲使用スル定期海運ヲ保持スル加入國郵政廳ハ此等海運中責任ヲ保障シテ價格表記書狀及箱物ノ遞送ニ供シ得ル分ヲ他ノ加入國郵政廳ニ指示ス

二直接交換ヲ保持スル締約國郵政廳ハ附錄A號雛形ニ適合スル表ヲ以テ互ニ左ノ事項ヲ通知ス

第一 價格表記書狀及箱物遞送ノ爲自應カ夫夫媒介ヲ爲シ得ル國ノ名稱

第二 其ノ疆域又ハ其ノ業務ニ入りテヨリ該郵便物ノ遞送ニ充ツル得ル線路

第三 箱物ヲ自應ニ送付スル郵政廳ヨリ遞送料トシテ名宛地ニ對シ自應ニ支拂フヘキ金額

第四 開鑿ニテ書狀又ハ箱物ヲ自應ニ交付スル郵政廳ヨリ名宛地ニ對シ自應ニ支拂フヘキ金額

價格表記料ノ金額

三歐洲外諸國郵政廳及土耳其郵政廳ハ價格表記郵便物ノ業務ヲ一部ノ局ニ制限スルノ權能ヲ有ス此ノ權能ヲ行使スル郵政廳ハ價格表記郵便物ヲ郵送シ得ヘキ其ノ郵便局名ヲ他ノ加入國郵政廳ニ通知スルヲ要ス

四各郵政廳ハ其ノ關係郵政廳ヨリ受領シタルA號表ニ依リ自應ノ價格表記郵便物ノ遞送ニ使用スヘキ線路及媒介遞送ノ條件ニ從ヒ差出人ヨリ徵收スヘキ料金を決定ス

五各郵政廳ハ最初ノ媒介郵政廳ニ開鑿ニテ同應ニ交付セムトスル價格表記書狀及箱物ノ名宛國ヲ直接ニ通知スルヲ要ス

第二條 郵便物ノ封裝

一價格表記書狀ハ封皮ニ納メ其質ノ封蠟ヲ用ヒ間隔ヲ設ケ封皮ノ各封結部ヲ保護スル様充分多數ノ箇所ニ各自ノ印影ヲ有スル封印ヲ以テ封結ヲ施シタルモノニ非サレハ之ヲ許サズ線端ニ著色

セル封皮ハ使用スルヲ禁ス

二又各書狀ハ封皮又ハ封印ヲ外部ヨリ明瞭ニ毀損スルコトナクシテ其ノ封入品ニ觸ルルコト能ハサル様封裝スルヲ要ス

三料金前納ノ爲使用スル郵便切手及郵便業務上使用スルコトアルヘキ票符ハ封皮ノ損所ヲ隱蔽スルノ用ニ供シ得サル様間隔ヲ設ケルヲ要ス該切手及票符ハ又封皮ノ線端ヲ被覆スル様共ノ二面ニ跨リテ貼附セサルヲ要ス價格表記書狀ニハ郵便業務ニ關スルモノノ外他ノ票符ヲ貼附スルヲ禁ス

四珠玉及貴重品ハ充分ノ耐方アル長三寸「サンチメートル」幅七「サンチメートル」高七「サンチメートル」トシテ超過セサル木製又ハ金屬製ノ箱ニ納ムルヲ要ス木製ノ箱ニ在リテハ其ノ各面ハ少クとも八「ミリメートル」ノ厚ヲ有スルヲ要ス

五價格表記箱物ハ結節ナキ強靱ナル絲ヲ以テ縱横ニ結縛シ其ノ兩端ハ其質ノ封蠟ヲ以テ結合シ之ニ各自ノ印影ヲ有スル封印ヲ施スモノトス箱物ハ又其ノ前後左右ノ四面ニ同一ノ封印ヲ以テ封結スルヲ要ス上下ノ二面ハ名宛人ノ住所氏名及價格表記金額ヲ記載シ並業務用ノ印章ヲ押捺スル爲白紙ヲ以テ之ヲ覆フヲ要ス

六冠字ヲ用井又ハ鉛筆ヲ以テ名宛ヲ記載シタル價格表記書狀及箱物ハ之ヲ許サズ

第三條 價格ノ記載稅關告知書

一價格ノ表記ハ法及山又ハ差出國ノ貨幣ヲ以テシ差出人ニ於テ完全ニ文字ニテ及數字ニテ之ヲ郵便物ノ名宛面ニ記載スルヲ要ス但シ證明ヲ爲スモ之ヲ塗抹又ハ改竄スルヲ許サズ

二法以外ノ貨幣ニテ表記ヲ爲ストキハ差出國郵政廳ハ之ヲ法ニ換算シ表記金額ヲ表示スル數字ノ側又ハ下ニ法及山ニ於ケル共ノ相當額ヲ新ニ數字ヲ以テ記載スルヲ要ス此ノ規定ハ共通ノ貨幣ヲ有スル諸國間ノ直接ノ關係ニハ之ヲ適用セサルモノトス

三價格表記箱物ニハ稅關告知書ノ使用ヲ必要トスル關係ニ於テハ附錄B號離形ニ適合又ハ類似スル稅關告知書ヲ添附スルヲ要ス當該郵政廳ハ關係郵政廳ニ右ニ關スル通知ヲ發シ且郵便物ニ添附スヘキ稅關告知書ノ枚數ヲ指示スルヲ要ス

第四條 別配達到達證取戻又ハ名宛變更ノ請求代金引換郵便物

價格表記書狀又ハ箱物ノ別配達到達證取戻又ハ名宛變更ノ請求ノ場合ニ於テハ夫夫萬國郵便條約第十三條並同施行規則第十四條及第三十一條ノ規定ヲ適用スヘキモノトス
代金引換ノ價格表記書狀又ハ箱物ニハ萬國郵便條約施行規則第十五條ノ規定ヲ適用スヘキモノトス

第五條 詐欺表記

何等ノ事由ヲ問ハス又ハ關係者ノ申告ニ依リ書狀又ハ箱物ノ包有スル實價ヲ超過スル價格ヲ偽テ表記シアルコトヲ發見シタルトキハ成ルヘク速ニ其ノ旨ヲ差出國郵政廳ニ通知スルモノトス證據物件アルトキハ之ヲ添附スヘシ

第六條 郵便物重量ノ記載日附印

一各價格表記書狀又ハ箱物ノ「グラム」ニ於ケル精密ナル重量ハ差出郵政廳ニ於テ郵便物ノ表書ノ上部左隅ニ之ヲ記載スルヲ要ス

二尙郵便物ニハ差出局ニ於テ表書ノ側ニ差出地ト差出日附トヲ指示スル印章及價格表記書狀又ハ箱物ニ對シ差出國ニ於テ使用スル特殊ノ印章アルトキハ該印章ヲ押捺スルモノトス
三名宛局ニ於テハ裏面ニ自局ノ到着日附印ヲ押捺ス

第七條 郵便物遞送ノ條件交換局

一郵接シ又ハ直接ノ海運ニ依リ聯絡スル諸國ノ間ニ於ケル價格表記郵便物ノ遞送ハ關係兩郵政廳カ是カ爲協議ヲ以テ指定スル交換局ニ於テ之ヲ行フモノトス

二一箇又ハ數箇ノ媒介業務ニ依リ聯絡スル諸國間ノ關係ニ於テハ價格表記書狀及箱物ハ常ニ最速達ノ線路ヲ經由シ第一媒介郵政廳カ本規則第一條ニ定ムル條件ニ依リ遞送ヲ爲ス場合ニ於テハ開蓋ニテ同應ニ之ヲ交付スルヲ要ス

三然レトモ關係郵政廳ハ約定ニ加入シ又ハ加入セサル一箇又ハ數箇ノ媒介國ノ業務ニ依リ閉蓋ニテ價格表記郵便物ヲ交換スル爲又ハ開蓋遞送ノ場合ニ於テ直接ノ線路ニ由ルトキハ全線路ヲ通シテ責任ノ保障ヲ得ル能ハサルトキ迂回線路ニ由リ開蓋ニテ遞送ヲ爲ス爲互ニ協議スルノ權能ヲ有ス

第八條 差立目錄、包束物ノ作成、行囊ヘノ挿入

一價格表記書狀及箱物ハ差立交換局ニ於テ本規則附錄C號離形ニ適合スル特別ノ差立目錄ニ定式ノ細項ヲ以テ記入スルモノトス

該目錄ノ第五、第六及第七欄ハ約定第四條ニ依ル統計期間内ニ限リ之ニ記入スルモノトス
別配達郵便物、到達證請求郵便物又ハ代金引換郵便物ノ記入ニ對シテハ夫夫「Observations」欄ニ「Expres」、「A. R.」又ハ「Remb.」ナル文字及關係郵政廳ノ間ニ反對ノ約定アル場合ヲ除クノ外名宛國ノ貨幣ニ於ケル代金引換ノ金額ヲ記入スルヲ要ス

二價格表記書狀及箱物ハ差立目錄ト共ニ絲ヲ以テ結縛シ強靱ナル紙ヲ以テ包ミ一箇又兩箇ノ特別ノ包束物ト爲シ更ニ其ノ外部ヲ絲ニテ結縛シ眞實ノ封識ヲ用非差立交換局ノ封印ヲ以テ各封緘部ニ封緘ヲ施スモノトス此等ノ包束物ニハ「Valeurs déclarées」又ハ「Lettres de Valeur déclarée」若ク「Boites de Valeur déclarée」ナル文字ヲ表記スルモノトス

價格表記書狀ハ之ヲ眞ノ包束物ニ封裝セス封識印ヲ以テ封緘セル強靱ノ紙ノ封皮ニ挿入スルコトヲ得
三價格表記郵便物ヲ包有シ得ル行囊中ニ於ケル此ノ如キ包束物ノ存否ハ書狀目錄ノ表面ニ於ケル

特別ノ欄内ニ該包裹物ノ簡數ヲ記載シ又ハ「Soni」ナル文字ヲ記載シテ之ヲ證明スルモノトス
四價格表記載郵便物ノ一箇又ハ數箇ノ包裹物ハ書留郵便物ノ包裹物ニ絲ヲ以テ縱横ニ結付シ行蓋ノ
中央ニ挿入スルモノトス此等ノ結合セル包裹物ニハ書狀目錄ヲ封入スル特別ノ封皮ヲ外部ニ添
附スルモノトス

然レトモ書留郵便物ノ封裝ニ行蓋ヲ使用スルトキハ價格表記載郵便物ノ一箇又ハ數箇ノ包裹物ハ
該行蓋ニ挿入スルモノトス

五關係兩郵政廳ノ一方ニ於テ價格表記載箱物ノ分離ヲ請求スルトキハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ別
箇ノC號式紙ニ記入シ別ニ包裝スルヲ要ス

六價格表記載郵便物ノ到達證ハ萬國郵便條約施行規則第十四條及第二十一條ノ規定ニ依リ之ヲ取扱
フモノトス

七本條ノ規定カ關係兩郵政廳ノ一方ノ自國制度ニ抵觸スル關係ニ於テハ兩郵政廳間ニ協議ヲ遂ケ
之ヲ變更スルコトヲ得

第九條 包裹物ノ點檢、各種ノ違例

一價格表記載郵便物ノ包裹物ヲ受取ルトキハ名宛交換局ハ先ツ其ノ狀態又ハ外裝ニ何等ノ違例ナキ
ヤ又其ノ遞送カ前條ノ手續ニ適合セルヤ否ヤヲ檢査スルモノトス

二該局ハ然ル後價格表記載郵便物ニ就キ箇々點檢ヲ遂ケ不足其ノ他ノ違例アルトキハ萬國郵便條約
施行規則第二十五條ニ依リ書留郵便物ニ關シテ定ムル規則ニ從ヒ其ノ證明及差立目錄ノ訂正ヲ
爲スモノトス

三不足又ハ關係兩郵政廳ノ責任ヲ生スル如キ異狀又ハ違例アルトキハ關係書ヲ作成シ封皮絲蓋包裹物
及之ヲ包有セル行蓋ノ封印ヲ添ヘ之ヲ名宛交換局ノ屬スル國ノ中央郵政廳ニ送付スルモノトス
同時ニ該書類ノ副本ハ官用書留ニ依リ差立交換局ノ屬スル中央郵政廳ニ之ヲ送付スルモノトス

但シ別ニ該交換局ニ點檢狀ヲ置キ送付スヘシ

四交換局ニ於テ關係局ヨリ包裝不充分ナル又ハ毀損セル郵便物ヲ受取ルトキハ第二項ノ規定ノ適
用ヲ妨グルコトナク該郵便物ヲ必要ナルトキハ新ニ包裝シタル後之ヲ遞送スルヲ要ス但シ原包
裝ハ成ルヘク之ヲ保存スヘシ此ノ如キ場合ニ於テハ該郵便物ノ重量ハ再裝ノ前後ニ於テ之ヲ證
明スルヲ要ス

第十條 轉送、不能配達郵便物

一誤送ニ因リ再發スル價格表記載書狀及箱物ハ再發郵政廳カ使用シ得ル最速達ノ線路ニ依リ其ノ名
宛地ニ遞送スルモノトス

轉送ノ爲此ノ種ノ郵便物ヲ差立郵政廳ニ返送スルニ至リタルトキハ統計期間中同屬ノ差立目錄
ニ記入シアリタル場合ノ支拂額ハ之ヲ抹殺シ再發交換局ハ點檢狀ヲ以テ其ノ誤送ヲ通知シタル
後注意ノ爲該郵便物ヲ關係局ニ交付ス

反對ノ場合ニ於テ再發廳ニ歸屬スル料金カ其ノ料金中自廳ノ收得分及共ノ支辨スル再發ノ費用
ヲ償フニ足ラサルトキハ其ノ差額ヲ自廳ニ貸越シ差立交換局ノ差立目錄ニ自廳ノ貸高トシテ記
載シアル額ヲ増加スルモノトス此ノ訂正ノ事由ハ點檢狀ヲ以テ該交換局ニ通知スルモノトス

二名宛人ノ居所變更ニ因リ締約國ノ一國ニ轉送スル價格表記載書狀及箱物ニ付テハ轉送廳ニ於テ之
ニ「T」印ヲ捺捺シ配達廳ニ於テ自廳ニ及媒介廳アルトキハ其ノ各廳ニ歸屬スル收得分ニ相當スル
料金ヲ名宛人ヨリ徵收スルモノトス

後段ノ場合ニ於テ統計期間中轉送價格表記載郵便物ヲ受取リタル第一媒介廳ハ自廳ノ收得分ヲ該
郵便物ヲ交付スル郵政廳ニ貸越シ同屬若亦單ニ媒介廳ニ過キサルトキハ前媒介廳ヨリ借越シタ
ル高ニ自廳ノ收得分ヲ合シテ次ノ郵政廳ニ貸越シモノトス同様ノ手續ハ該郵便物カ配達廳ニ到達
スル迄遞送ニ干與スル諸郵政廳間ノ關係ニ於テ之ヲ繼續ス

然レトモ轉送郵便物ノ新遞送ニ要スル料金カ轉送ノ際支拂ハルルトキハ此ノ郵便物ハ轉送國ヨリ名宛國ニ直接ニ宛テタルモノト同様ニ取扱ヒ無料ニテ名宛人ニ交付スルモノトス
三價格表記書狀又ハ箱物ノ名宛人本約定ニ加入セサル國ニ出發シタルトキハ最初ノ名宛國ニ於テ之ヲ送達シ得ル途ナキトキハ差出人ニ還付スル爲不能配達ノモノトシテ直ニ之ヲ差出國ニ返送スルモノトス

四何等ノ原因ヲ問ハス不能配達ト爲リタル價格表記郵便物ハ夫夫交換局ヲ經由シテ成ルヘク速ニ運クトモ萬國郵便條約施行規則ニ定ムル期間内ニ五ニ之ヲ返送スルヲ要ス該郵便物ハ特別ノシ號目錄ニ注意ノ爲記入シ其ノ附註欄ニ「Rebuts」ナル文字ヲ附記シ「Valours déclarées」ト表記スル包束物中ニ之ヲ納ムルモノトス

五名宛人ノ居所變更ニ因リ他國ニ轉送シ又ハ不能配達ト爲リタル價格表記箱物ニシテ検査ニ附隨スル諸費用カ再發ノ際償還セラレサルトキハ其ノ金額ハ關係郵政廳ノ借越トシテ差立目錄第八欄ニ記入シ且名宛人又ハ差出人ヨリ取立ツヘキ該費用ノ種類(印紙稅試驗料等)ヲ第九欄ニ約記スルモノトス

第十一條 責任

價格表記書狀又ハ箱物ヲ他ノ郵政廳ニ遞送シタル郵政廳ハ書狀又ハ箱物ノ交付ヲ受ケタル交換局ヨリ検査ノ後次便ニテ價格表記郵便物ノ包束物ノ全部又ハ書狀若ハ箱物ノ不足又ハ異狀ヲ證明スル調書ヲ受領セサルトキハ反對ノ證據アル迄ハ價格表記郵便物ニ對スル一切ノ責任ヲ免ルルモノトス

第十二條 不著郵便物ノ取調請求

名宛地ニ到着セサル價格表記書狀及箱物ノ取調請求ニ付テハ郵政廳ハ書留郵便物ノ取調請求ニ關スル萬國郵便條約施行規則第三十條ノ規定ニ從フ

第十三條 繼越料

約定第四條第一項ニ依リ價格表記書狀ノ陸路又ハ海路繼越ニ對シ之ニ干與スル各郵政廳ニ歸屬スル繼越料ハ萬國郵便條約施行規則第三十三條乃至第三十六條ニ定ムル條件ニ依リ之ヲ計算スルモノトス

第十四條 統計計算差額支拂

一各郵政廳ハ毎年約定實施ノ翌年ハ一月ノ最初ノ二十八日間及約定有効期間内ノ次ノ各年ハ夫夫三月五月七月九月及十一月ノ最初ノ二十八日間各交換局ヲシテ同一郵政廳ノ交換局ヨリ受取リタル總テノ郵便物ニ付各差立目錄中差立應ニ於テ徵收セシ遞送料(箱物ニ限ル)及價格表記料ノ内自應ノ收得分及關係應アルトキハ其ノ各應ノ收得分ヲ自應ノ貸越トシ又轉送又ハ不能配達ノ場合ニ於テ名宛人又ハ差出人ヨリ取立ツヘキ郵便諸料金ノ内媒介應ニ歸屬スル分ヲ自應ノ借越トシ記載シアル金額ノ貸借表ヲ本規則附錄D號離形ニ從ヒ作成セシムルモノトス

二D號貸借表ハ同郵政廳ニ於テ本規則附錄E號離形ニ適合スル計算書ニ之ヲ集記スルモノトス該計算書ノ合計ハ一年分ノ支拂額ヲ算出スル爲之ニ二十三ヲ乘スルモノトス此ノ乘數カ業務ノ定期度數ニ相當セサル場合又ハ統計期間内ニ非常ノ差立ヲ爲シタル場合ニ於テハ郵政廳ハ他ノ乘數ヲ採用スル爲協議スルモノトス

新郵政廳カ約定ニ加入シタル爲必要ナリト認ムルトキハ特別ノ統計ヲ行フコトヲ得
例外トシテ千九百八年一月ニ行フ統計ハ千九百七年十月一日ヨリ同十二月三十一日ニ至ル迄ノ期間ニ遡リテ其ノ效力ヲ有スルモノトス

三E號計算書ハ貸借表及差立目錄並差立目錄ニ關スル點檢狀アルトキハ該點檢狀ヲ添ヘ統計ヲ行ヒタル月ノ翌月中ニ關係郵政廳ノ検査ニ供スルモノトス
此ノ検査ノ結果ハ計算書受領ノ日ヨリ遅クとも一月ノ期間内ニ該計算書ヲ作成シタル郵政廳ニ

通知スルモノトス

四 價格表記箱物ノ業務ニ加入スル各郵政廳ハ年ノ終ニ於テ右ノ外該箱物ノ名宛人又ハ差出人ヨリ徵收スヘキ郵便料金以外ノ課金ニ對シ差立目錄第八欄ニ自廳ノ借越トシテ記入シアル金額ノ特別調書ヲ作成スルモノトス

此ノ調書ハ證據書類ヲ添ヘ其ノ關係スル年ノ翌年一月ノ中旬ニ關係郵政廳ノ検査ニ供スルモノトス

同廳ハ一月ノ期間内ニ之ヲ返送スルヲ要ス

五 五號計算書及前項ニ掲ケル特別調書アルトキハ該調書ハ雙方ニ於テ審査承認シタル後貸越郵政廳ニ於テ總計算書ニ之ヲ集記スルモノトス但シ關係郵政廳ノ間ニ別段ノ約定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

總計算書ハ遲クトモ其ノ關係スル年ノ翌年三月ノ半迄ニ作成シ關係郵政廳ニ送付スルヲ要ス

郵政廳ハ受領後遲クトモ一月ノ期間内ニ承認シ又ハ意見ヲ附シテ該計算書ヲ返送スルヲ要ス

六 總計算書ヨリ生スル差額ノ支拂ハ該計算書ヲ相互ニ決定シタル後遲クトモ一月以内ニ貸越郵政廳ニ何等ノ費用ヲ負ハシムルコトナク之ヲ爲スヲ要ス但シ關係郵政廳ノ間ニ別段ノ約定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 書類及通報ノ送付

一 郵政廳ハ總理局ヲ經由シ約定實施ヨリ少クトモ三月前ニ左ノ諸件ヲ互ニ通知スルモノトス

第一 約定第五條及本規則第一條ニ依リ各締約國宛價格表記書狀及箱物ニ對シ其ノ業務ニ於テ適用スヘキ價格表記料金表

第二 價格表記郵便物ニ對シ其ノ業務ニ於テ使用スル特別ノ印章アルトキハ其ノ印影

第三 約定第一條ヲ適用シテ採用スル價格表記金額ノ最高限

二 前記ノ三件ニ關シ將來變更ヲ生スルトキハ同様ノ方法ニ依リ遲滞ナク之ヲ通知スルヲ要ス

第十六條 會議ト會議トノ間ニ於ケル修正ノ發議

一 聯合各國郵政廳ハ萬國郵便條約第二十五條ニ規定スル會議ヨリ會議ニ至ル迄ノ間ニ於テ總理局ヲ經由シ本規則ノ修正又ハ解釋ニ關スル發議ヲ他ノ締約郵政廳ニ提出スルノ權利ヲ有ス

二 各發議ハ萬國郵便條約施行規則第四十五條ニ定ムル手續ニ依リ取扱フモノトス

三 發議カ實施力ヲ有スルニハ左ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第一 新規定ノ追加又ハ本條若ハ第十七條ノ規定ノ修正ニ關スルモノナルトキハ投票ノ全體

第二 第二條、第三條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十一條及第十三條ノ修正ニ關スルモノナルトキハ投票ノ三分ノ二

第三 其ノ他ノ諸條ノ修正又ハ萬國郵便條約第二十三條ニ規定スル爭議ノ場合ヲ除ク外本規則ノ諸規定ノ解釋ニ關スルモノナルトキハ單ニ過半數

四 有效ノ決議ハ單ニ總理局ヨリ各締約郵政廳ヘノ通知ニ依リ確定スルモノトス

五 總テ可決セシ修正又ハ決議ハ通知ヨリ少クトモ三月ノ後ニ非サレハ之ヲ實施セサルモノトス

第十七條 規則ノ有效期間

本規則ハ約定實施ノ日ヨリ實施スヘシ本規則ハ關係當事者間ノ協議ヲ以テ之ヲ更新スルニ非サレハ約定ト有效期間ヲ同シウスヘシ

千九百零六年五月二十六日羅馬ニ於テ作成ス

獨逸及獨逸保護國

ギ ー ゼ ケ

亞然的音共和國	アルベルト、ブランカス
埃地利	スタブラル
白耳義	エペラ
ボスニア、ヘルゼゴヴィナ	シ、ステル、パン
伯西兒	エ、ラ、ム、ピ
勃爾瓦利	ア、ラ、ム、ピ
智利	シ、ヌ、ラ、イ、エ、ル
古倫比亞共和國	コウアルシク
	ヨアキム、カルネイロ、デ、ミランダ、エ、オルム
	イヴ、スタヤノヴィッチ
	テ、ツオンチエツフ
	カルロス、ラルレン、グラロー
	エム、ルイス、サントス、ロドリゲス

丁抹及丁抹殖民地	ゲ、ミ、ヘルゼン
埃及	キエルボ
西班牙	ワイ、サバ
佛蘭西及亞爾是利	カルロス、フロレス
印度支那佛蘭西殖民地及保護國	ジャコ、テ
其ノ他ノ佛蘭西殖民地全體	リュンアン、セイ
大不列顛及大不列顛諸殖民地	ヘルマ
	シ、シ、ミン
	モ、ル、ガ
英領印度	エイチ、パビン、グトン、スミス
	エ、ビ、ウオークレイ
	エイチ、デヴィス
	エイチ、ニム、クンシ
	イ、エ、ド、ー、ラン

希 臘	ガ テ マ ラ	洪 島 利	伊太利及伊太利殖民地	日 本	歴 山 堡	滿 得 涅 各 羅
クリスト、ミッヅブロー セ、エヌ、マリノー トーマス、セガリーニ ピエール、ド、サワイ ドクトル、ド、ヘンニエイ エリオ、モルブルゴ カルロ、ガモン ビローネ ジュゼッペ、グレポリオ エ、デルマーチ				松 木 幹 一 郎 川 村 竹 治	エム、モンタナスト代ア、ウニ、キムメル ウーシ、ボボヴィッチ	

那 威 蘭	和 蘭	蘭 領 印 度	葡 萄 牙 及 葡 萄 牙 殖 民 地	羅 馬 尼 亞	露 西 亞	瑞 典	瑞 西
テ、ハイエルダール エム、ジエ、ジ、セ、ア、ポップ代ア、ウニ、キムメル ア、ウニ、キムメル ペル アルフレド、ベレイラ グレ、セルケ ジエ、ガブリエレスキ ヴィクトル、ピリビ フレデ、グレンウアル ジ、ベ、ピオ ア、ステーゲル セー、デレフセルト							

突 尼 斯
土 耳 古

アルベール、レグラン
エ、マゾイエー
ア、フアー、ヒクメー

(附録)

A 號

本表差立郵政廳

本表名宛郵政廳

非以接開ニ於ケル價格表記書狀及箱物ノ交換
郵政廳カ... 郵政廳ニ對シ得ル條件ヲ指示スル表
ニ宛テ後者ヨリ開蓋ニテ送込シ得ル條件ヲ指示スル表
附國宛價格表記書狀及箱物ヲ前者

名 宛 國	送 送 線 路	保 險 及 資 任 別ノ保額ヲ要 示スル海運ノ指	ニ 支 拂 フヘキ箱物ニ 對スル運送料 ノ合計	ニ 支 拂 フヘキ書狀及 箱物ニ對スル 價格表記料ノ 合計	附 註

B 號

稅關告知書

包有品ノ告知	包有品ノ價格	箱物ノ全體	包有品ノ正味	附 註
		ニ 示スル	ニ 示スル	

左ニ封印ノ印影ヲ表
示スルコト

千九百...年...月...日...ニ於テ 差出人.....

C 號(表面)
逓信局ノ差立
郵政廳

逓信局ノ關係
及箱物ノ差立目錄
千九百...年...月...日...時...分...秒(第...次)

局名印

八	七	六	五	四	三	二	一	運次
								差出局
								名宛地
								金額
								行差名宛 郵政廳ニ 箱物ニ對 シテ支拂 フヘキ額
								行差名宛 郵政廳ニ 箱物ニ對 シテ支拂 フヘキ額 表記料
								行差差立 於テ取立 ニ於テ取立 ノヘキ諸 費用
								附註

九八七六五四三二一〇九

送高

二	三	二	一	運次
				差出局
				名宛地
				金額
				行差名宛 郵政廳ニ 箱物ニ對 シテ支拂 フヘキ額
				行差名宛 郵政廳ニ 箱物ニ對 シテ支拂 フヘキ額 表記料
				行差差立 於テ取立 ニ於テ取立 ノヘキ諸 費用
				附註

○逓信省告示第五百五十七號

本年九月九條約第八號羅馬締結郵便爲替業務約定ノ施行規則左ノ如シ

明治四十年九月十九日

逓信大臣山縣伊三郎

萬國郵便聯合

獨逸及獨逸保護國、亞然的音共和國、埃地利、白耳義、ボリヴィー、ボスニア、ヘルゼゴヴィナ、伯西兒、勃爾瓦利、智利、古倫比亞共和國、クレート、丁抹及丁抹殖民地、埃及、佛蘭西、亞爾是利、印度支那、佛蘭西殖民地及保護國、其ノ他ノ佛蘭西殖民地全體、希臘、洪島利、伊太利及伊太利殖民地、日本、リベリア、共和國、歴山堡、滿得涅各羅、那威、和蘭、和蘭殖民地、白露、葡萄牙及葡萄牙殖民地、羅馬尼亞、塞爾維、暹羅、瑞典、瑞典、突尼斯、土耳其、ウルグー、ノ間ニ締結セル郵便爲替業務約定施行規則

下名ハ萬國郵便條約第十九條及郵便爲替業務約定第十一條ニ依リ該約定ノ實施ヲ確實ニスル爲各其ノ郵政廳ニ代リ協議ヲ遂ケ左ノ手續ヲ決定セリ

第一條 受領證

國際郵便爲替ノ振出ニ對シ受入レタル金額ノ受領證、預證又ハ拂込證ハ各郵政廳ニ於テ採用スル方式ニ依リ無料ニテ差出人ニ交付スルヲ要ス

第二條 式紙記入ノ事項

一 國際郵便爲替券ハ本規則附錄甲號離形ニ適合又ハ類似スル式紙ヲ以テ作成スルモノトス
二 佛蘭西語ニテ印刷セラル爲替券式紙ハ行下ニ該國語ニ於ケル譯文ヲ有スルヲ要ス又式紙ニ指示スル事項ハ場合ニ從ヒ亞刺比亞數字及羅甸字ニテ之ヲ記載スルヲ要ス假令證明スルトモ塗抹又ハ改竄ヲ許サス

貨幣單位ノ端數金額ノ記載ハ總テ數字ニテ之ヲ爲スコトヲ得然レトモ此ノ機能ヲ行使スルニ當リ貨幣單位ノ端數金額ヲ表示スル數字ニシテ十位ナキトキハ其ノ前ニ零ヲ附スルモノトス
鉛筆ヲ以テ記載スルコトハ之ヲ許サス
三 爲替券ニハ其ノ式紙ニ指示スルモノヲ除キ其ノ他ノ事項ヲ記載スルコトヲ禁ス之ニ反シ差出人ハ其ノ通知券ニ爲替ノ受取人ニ宛ツル如何ナル通信文ヲモ附記スルノ權利ヲ有ス

四 官用爲替券及仔券ニ宛テ又ハ仔券ヨリ差出ス爲替券ニハ頭部ニ「En franchise de taxe」ナル文字ヲ記載シ且其ノ側傍ノ通知券ニハ裏面ニ該爲替券送付ノ事由ヲ記載スルヲ要ス

第三條 電信爲替

一 電信爲替ハ爲替金ノ寄託ヲ受ケタル郵便局ニ於テ認メ其ノ拂渡ヲ爲スヘキ郵便局ニ宛ツルモノトス

二 關係郵政廳ノ間ニ反對ノ約定アルニ非サレハ電信爲替ハ佛蘭西語ニテ記載スルモノトス該爲替ハ左ノ如ク認ムルモノトス

指定(完全ニ文字ニテ又ハ電信業務ニ於テ許可スル略號ヲ以テ)

爲替(振出郵便番號)

郵便局(名宛郵便局名)

(拂渡通知書要スル)

(差出人氏名) (名宛國ノ貨幣ヲ以テ數字ニテ及單位(法、マルク等)以上ニ關シテハ完全ニ文字ニテ表示シタル送付金額)

(受取人其ノ居所成ルヘク其ノ住所トモノ正確ナル表示、女性受取人ノ氏ハ假令名ヲ伴フトモ必ス其ノ前ニ夫人又ハ令嬢ナル文字ノ一ヲ記載スヘシ但シ此ノ記載カ權利者ノ何人タルヤヲ明ニ決定スルニ足ルヘキ身分、稱號、官職又ハ職業ノ記載ト重複ニ用井ラルル場合ハ此ノ限ニ

在ラス

前記ノ事項ハ常ニ右ノ順序ニ依リ電信爲替ノ式紙ニ記入スルヲ要ス差出人及受取人ハ何等ノ約束ノ略字又ハ文字ヲ以テ之ヲ表示スルコトヲ得ス
電信業務ノ施設ナキ地方ノ郵便局ヨリ電信爲替ヲ振出ストキハ其ノ爲替ノ振出地ヲ電報中振出郵便番號ノ次ニ左ノ如ク指示スルヲ要ス

爲替、、、、發地、、、、

同様ニ數多郵便局ノ設置アル地方ヨリ發スル電信爲替ハ差出郵便局ニ於テ電信業務ヲ取扱ハサルトキハ該局ノ詳細ナル表示ヲ有スルヲ要ス

三諸郵政廳ハ各自其ノ業務ニ對シ一箇又ハ數多ノ郵便局ノ設置アル地方ノ電信局ヲシテ差出人ヨリ電信爲替金ヲ受領シ及名宛地ニ於テ之ヲ拂渡サシムルノ權能ヲ有ス

四一部ノ反覆(順次局ヨリ局ヘ)固有名詞及肩數ノ反覆ハ必ス之ヲ爲スヘシ

五振出郵便局ハ確證トシテ本規則附録乙號離形ニ適合又ハ類似スル電信爲替ノ證書即チ振出通知書ヲ封裝シ最近便ヲ以テ名宛郵便局ニ送付ス此ノ證書ハ名宛郵便局ニ於テ受取人カ金額受領ノ旨ヲ記載シタル原書ニ之ヲ添附スルモノトス

第四條 送達

一爲替券ハ封裝セシテ送付スルモノトス

二行囊ヘノ爲替券ノ挿入ハ萬國郵便條約施行規則第二十四條第一項ノ規定ニ依ル

第五條 轉送、返送

一通常爲替ヲ約定第五條第一項ニ記載スル轉送ニ付スルニ當リ原名宛國及新名宛國カ異ル貨幣制度ヲ有スルトキハ轉送局ハ有效金額ノ欄内上部ノ記事ヲ包含スル爲替券面金額ノ記事ヲ一畫線ヲ以テ原記事ヲ認識シ得ル程度ニ抹殺ス振出金額ヲ新名宛國ノ貨幣ニ換算シタル後該局ハ其ノ

換算ヨリ生スル金額ヲ爲替券式紙中適宜ノ場所ニ文字ニテ完記ス但レ成ルヘクハ文字ニテ完記シタル振出金額ノ原記事ノ直上部ニ之ヲ記入スルモノトス爲替券面ニ記載シタル新事項ハ常務者ニ於テ之ニ署名ス此ノ手續ハ其ノ後ノ轉送ノ場合ニ於テモ之ヲ履行スルヲ要ス
然レトモ差出國第一名宛國又ハ此等兩國ノ一方ト同一ノ貨幣制度ヲ有スル國ニ轉送ノ場合ニ於テハ轉送局ハ原金額ヲ復活スルカ又ハ差出國ノ貨幣ニテ事務用記事中心ニ記載シタル金額ヲ以テ之ニ代フ

郵便ニ依ル電信爲替ノ轉送(約定第五條第二項)ハ同一ノ條件ニ依リ之ヲ爲スモノトス該爲替券ハ封皮ニ納メ之ニ振出通知書ヲ添附スルヲ要ス

二通常又ハ電信爲替ノ電信ニ依ル轉送(約定第五條第三項)ノ場合ニ於テハ第一名宛局ハ郵便料及電報料ヲ控除シタル現額ニ對シ電信爲替ヲ作成ス

換算ヲ要スルトキハ前記第五條ニ記載スル規定ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス原爲替券ハ第一名宛局ニ於テ之ニ金額受領ノ旨ヲ記載シ且左ノ記載ヲ有スルモノトス

.....ノ料金を控除シテ.....ノ金額ヲ轉送セリ

三轉送又ハ返送ノ請求ハ第一名宛局及場合ニ依リ其ノ後ノ名宛局ニ於テ備考トシテ之ヲ記載スルモノトス右ニ規定スル條件ニ依リ爲替ノ轉送ヲ爲ス局ハ振出局ニ其ノ旨ヲ通知ス

第六條 別配達取戻名宛變更

萬國郵便條約第十三條及該條約施行規則第三十一條ノ規定ハ郵便爲替ノ別配達又ハ取戻若ハ名宛變更ノ請求ノ場合ニ夫夫之ヲ適用スヘキモノトス

然レトモ爲替券ノ模寫ニハ通知券ニ記載シタル事項ヲ正寫スルヲ要セス

第七條 違例ノ爲替拂渡ノ一時停止

一左ノ原因ノ一ニ依リ拂渡ヲ爲スコト能ハサル郵便爲替券ハ之ヲ振出シタル郵政廳ノ業務ニ於テ

訂正スルモノトス

- 第一 受取人ノ氏名又ハ住所ノ不正確不完全又ハ曖昧ナル記載
- 第二 氏名又ハ金額ノ相違又ハ脱漏
- 第三 記事ノ塗抹又ハ改竄
- 第四 印章署名其ノ他ノ事務用記事ノ脱漏
- 第五 名宛國ノ貨幣又ハ場合ニ依リ關係郵政廳ニ於テ拂渡ノ爲ニ許可シタル貨幣以外ノモノヲ以テセル拂渡金額ノ記載

第六 成規ニ依ラサル式紙ノ使用

一 是カ爲此等ノ爲替券ハ第四項ノ規定ノ適用ヲ要スルモノヲ除クノ外成ルヘク速ニ名宛局ヨリ差出局ニ官用書留ニテ返送スルモノトス

二 名宛ノ不完全又ハ不正確ニ因リ拂渡ヲ爲スコト能ハサル電信爲替ニ付テハ不拂ノ原因ヲ示ス事務報ヲ差出局ニ發送スルモノトス差出局ハ名宛ノ正確ナルヤヲ検査シ若該名宛ニ相違アリタルトキハ直ニ事務報ヲ以テ之ヲ訂正シ反對ノ場合ニ於テハ差出人ニ通知シ課金事務報ヲ以テ名宛ヲ訂正シ又ハ補足スルコトヲ許スモノトス

其ノ他ノ原因殊ニ第三條ニ規定スル一又ハ數多ノ方式ノ脱漏ニ因リ拂渡ヲ停止スル場合ニ於テ若名宛人本條第四項及第六項ノ規定ニ依リ與ヘラルル利便ニ依ラサルトキハ爲替ノ訂正ハ通常郵便爲替ニ對シテ定ムル手續ニ依リ之ヲ爲スモノトス所定ノ期間内ニ事務報ヲ以テ不完全又ハ不正確ナル名宛ヲ訂正セサル電信爲替ニ關シテモ同様ノ手續ヲ爲スモノトス

四 違例ノ通常又ハ電信爲替ノ名宛人ニ於テ希望シ且一切ノ費用ヲ支拂フ旨申出タルトキハ其ノ爲替ノ拂渡ヲ妨クル違例ハ電信ニ依リ課金事務報ヲ以テ之ヲ訂正スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ名宛局ニ於テ該爲替券ヲ保管シ差出局ノ發送スル訂正電報受領ノ上是カ訂正ヲ爲シ其ノ電報ハ訂

正シタル爲替券ニ添附スルモノトス

五 振出通知書ノミ到達スルモ電報不達ノ電信爲替ハ通知書ノ一覽ニ依リ之ヲ拂渡ササルヲ要ス必ス先ツ電報ヲ請求スヘシ名宛局ハ又爲替ノ日附後ノ最近便ヲ以テ自局ニ到達セサル振出通知書ヲ請求ス不達ノ振出通知書又ハ爲替電報ハ萬國郵便條約施行規則附録F號離形ニ適合又ハ類似スル點檢狀ヲ以テ之ヲ請求スルモノトス

六 第四項ニ記載スル訂正電報カ業務ニ歸スヘキ過誤ニ基因シタル場合ニ於テハ其ノ電報ノ料金ハ之ヲ權利者ニ還付スルヲ要ス

七 爲替券(通常及電信)ニシテ拒絕セラレタルモノ又ハ受取人カ不明ナルカ名宛ヲ告ケステ出發シタルカ若ハ約定ニ加入セサル國ニ向ケ出發シタルモノハ萬國郵便條約施行規則第二十八條第四項ニ使用ヲ規定スル印章ヲ押捺シ又ハ紙札ヲ貼附シタル後封皮ニ納メ名宛局ヨリ差出局ニ直ニ之ヲ返送スルモノトス

如何ナル事由ニ因ルヲ問ハズ返送スル爲替電報ニハ關係振出通知書ヲ添附スルヲ要ス

第八條 有効期間 不拂爲替

一 爲替ハ其ノ振出ノ月ノ翌月末日迄效力ヲ有スヘキモノトス此ノ期間ハ關係郵政廳ノ間ニ反對ノ約定アルニ非サレハ歐洲外ノ國トノ關係又ハ此等諸國相互間ノ關係ニ於テハ四月ヲ延長スルモノトス

二 此ノ期限ヲ經過シタルトキハ爲替ハ之ヲ振出シタル郵政廳ニ於テ名宛局ノ屬スル郵政廳ノ請求ニ依リ日附ノ認證ヲ爲スニ非サレハ之ヲ拂渡スコトヲ得ス

三日附ノ認證ハ爲替券面ニ之ヲ記載スルヲ要シ該爲替券ニ對シ本條第一項ニ規定スル期間ニ均シキ新有効期間ヲ與フ

四 有効期間内ニ拂渡ヲ請求セサル爲替券ハ通常有効期間満了ノ後直ニ之ヲ保管スル郵政廳ヨリ差

出國郵政廳ニ返送スルモノトス

第九條 不能拂渡亡失又ハ毀壞ノ爲替券

一名宛人ニ拂渡サレザリシ爲替券ハ該爲替券カ振出國郵政廳ニ復歸シタル後直ニ之ヲ差出人ニ拂戻スモノトス

電信爲替ニ付テハ差出國郵政廳ハ爲替券及振出通知書ノ雙方トモ保有スルヲ要ス

二 踪跡不明ト爲リ、亡失シ又ハ毀壞シタル爲替券ハ差出人又ハ名宛人ノ請求ニ依リ拂渡認可書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得此ノ認可書ハ差出國郵政廳ニ於テ名宛國郵政廳ト協議ノ上爲替券カ拂渡拂戻又ハ轉送セラレザリシコトヲ確認シタル後之ヲ發行ス

然レトモ遞送中踪跡不明ト爲リ又ハ亡失シタル爲替券ニ付差出人ヨリ拂戻及名宛人ヨリ拂渡ヲ同時ニ請求シタル場合ニ於テハ認可書ハ名宛人ニ拂渡サレサル金額ノ歸屬スル差出人ノ利益ノ爲ニ之ヲ發行スヘキモノトス

拂渡認可書ニ對シテハ何等ノ新材料金ヲ徵收セサルモノトス

三 踪跡不明ト爲リ、亡失シ又ハ毀壞シタル爲替券ニ付差出人ヨリ拂戻ヲ請求スルトキハ差出人ハ其ノ請求ヲ支持スル爲受領證預證又ハ拂込證ヲ提出スルヲ要ス

差出國郵政廳ハ名宛郵政廳ニ於テ爲替ヲ拂渡サス且之ヲ拂渡ササルヘキコトヲ確認シタル後拂戻ヲ認可ス

第十條 拂渡

一 爲替ノ拂渡ハ名宛郵政廳ノ内國業務ニ於ケル現行規定ニ依ル虛偽ノ受領證ニ對スル拂渡ノ責任ハ同廳ニ歸ス

二 該郵政廳ハ其ノ拂渡シタル各爲替ニ關シ其ノ責任ヲ免ルルニハ左ノ條件ヲ證明シ得ルヲ要ス

第一 同廳ノ規則ニハ名宛人ノ本人タルコトヲ確認スル爲必要ナル一切ノ保障ヲ設ケアルコト

第二 該規則ニ規定スル條件ニ依リ拂渡ヲ爲シタルコト

第十一條 拂渡通知書

一 通常爲替ノ差出人共ノ爲替ノ拂渡通知書ヲ受クルコトヲ請求スルトキハ差出局ハ是カ爲徵收スル一定ノ料金ヲ表彰スル郵便切手ヲ爲替券ニ貼附ス同局ハ該郵便切手ニ「Avis de Paiement」ナル文字ヲ極メテ明瞭ニ記載シ之ヲ無効ト爲ス

二 電信爲替ニ付テハ是カ爲要スル料金ヲ表彰スル郵便切手ヲ膠書即チ振出通知書ニ貼附スルモノトス

三 拂渡局ハ拂渡ノ當日本規則附録丙號離形ニ適合又ハ類似スル通知書ヲ差出人ニ之ヲ交付スルコトヲ取扱フ差出局ニ送付ス

四 爲替振出ノ後差出人拂渡通知書ヲ受クルコトヲ請求スルトキハ差出局ハ豫メ拂渡通知書ノ料金ヲ表彰スル郵便切手ヲ貼附シタル丙號式紙ニ爲替ノ極メテ正確ナル記事ヲ轉寫シ該式紙ヲ封皮ニ納メ名宛局ニ送付ス名宛局ハ式紙ニ式ノ如ク記入シタル後同一ノ方法ニ依リ之ヲ返送ス然レトモ爲替差出國郵政廳ハ其ノ郵便局ヲシテ爲替券發行後一月以上ヲ經テ爲シタル拂渡通知書ノ請求ヲ豫メ自廳ニ通知セシムルノ權能ヲ有ス

第十二條 月次計算書

一 各郵政廳ハ毎月末他ノ各郵政廳ニ對シ本規則附録丁號離形ニ適合スル明細計算書ヲ作成シ之ニ前月中自廳郵便局ニ於テ關係郵政廳ノ爲ニ拂渡シタル總テノ爲替ヲ成ルヘク年月日順及差出局名ノアルフアベント順ニ集記スルモノトス

二 各郵政廳ハ又其ノ郵便局ニ於テ拂渡シタル爲替ニ對シ約定第三條第二項ニ依リ自廳ニ歸屬スル手数料ノ金額ヲ該計算書ニ記入ス

此ノ收得ハ免料ニテ振出シタル爲替ヲ除キ拂渡爲替計算書ノ總額ニ對シ之ヲ爲スモノトス

三 明細計算書ハ金額受領ノ旨ヲ記載シタル郵便爲替券及電信爲替券ヲ添へ返グトモ計算書ノ關係
スル月ノ翌月末日迄ニ借方郵政廳ニ送付スルモノトス電信爲替券ニハ各其ノ振出通知書ヲ添附
スルモノトス

四 拂渡濟ノ爲替ナキトキハ其ノ旨ヲ記載シタル明細計算書ヲ關係郵政廳ニ送付スルモノトス

第十三條 總計算書

一 明細計算書受領ノ後直ニ且細項審查ノ手續ヲ爲スヲ待タズ差引計算ハ關係郵政廳ノ間ニ別段ノ
約定アルニ非サレハ貸越郵政廳ニ於テ作成スル總計算書ニ於テ之ヲ爲スモノトス貸替換算ノ必
要アルトキハ約定第六條第二項ニ依ル

後ニ證明セラレタル相違ハ最近ノ明細計算書ニ於テ之ヲ訂正スルモノトス

二 總計算書ハ其ノ關係スル月ノ滿了後二月ノ期間内ニ之ヲ審定スルヲ要ス
此ノ期間ハ歐洲外ニ在ル國トノ關係又ハ此等諸國相互間ノ關係ニ於テハ之ヲ四月ニ延長ス

然レトモ郵政廳ハ三月六月又ハ一年毎ニ總計算書ヲ作成スル爲協定スルコトヲ得

三 反對ノ約定アルニ非サレハ計算書ノ差額ヲ成ス差異ハ貸越國ノ首府又ハ商業地ニ宛テタル一覽
拂又ハ短期拂ノ爲替手形ヲ以テ該國ノ金貨ニテ之ヲ支拂フモノトス支拂ノ費用ハ借越郵政廳ノ
負擔ニ屬シ貸越國ニ何等ノ損失ヲ與フルコトナシ

此ノ爲替手形ハ割引費用カ借越郵政廳ノ負擔ニ屬スルノ條件ニ於テ例外トシテ之ヲ他國ニ振宛
ツルコトヲ得

四 支拂ハ遲グトモ總計算書ヲ互ニ審定シタル後十五日以内ニ之ヲ爲スヲ要ス此ノ期間ハ南亞米利
加諸國ニ對シテハ之ヲ一月トス

他ノ一郵政廳ニ對シ五萬法ヲ超過スル金額ヲ貸越ス各郵政廳ハ計算終了前ト雖共ノ貸高ノ四分
ノ三迄ノ内拂即チ假拂ヲ請求スルノ權利ヲ有ス此ノ請求アリタルトキハ八日ノ期間内ニ之ニ應

スルヲ要ス

此ノ期間内ニ内拂金不拂ノ場合ニ於テハ約定第六條第三項ノ規定ヲ適用スヘキモノトス

第十四條 總理局ヲ經由スル相互通信

一 締約國郵政廳ハ遲グトモ約定實施ノ三月前ニ總理局ヲ經由シ相互ニ左ノ條件ヲ通知スルヲ要ス

第一 約定第二條第二項ニ依リ爲替交換ニ對シ各自國貨幣ニテ採用スル最高額

第二 爲替料及必要ナルトキハ約定第二條ノ施行ニ適用スル貨幣換算割合又ハ相場

第三 國際爲替ノ振出及拂渡ヲ取扱ハシムル局名表又ハ總テノ局カ該業務ニ干與スル旨ノ通知

第四 使用スル爲替券一枚

第五 振出爲替券ニ自國語ヲ以テ文字ニテ完記スヘキ一ヨリ千ニ至ル數ノ綴方

第六 自國ノ法制カ權利者ヨリ拂渡ヲ請求セサル爲替ノ金額ヲ國庫ニ確實ニ歸屬セシムルニ至
ル期間

第七 電信爲替ノ交換ニ加入スルトキハ其ノ旨ノ通知

第八 約定ニ基キ郵便爲替ヲ交換スル國名表

第九 郵便爲替ノ交換ニ對シ媒介ニ任シ得ル約定非加入國名表

二前記諸件ノ一ニ關シ其ノ後生シタル總テノ變更ハ同一ノ方法ニ依リ遲滞ナク之ヲ通知スルヲ要
ス

第十五條 會議ト會議トノ間ニ於ケル發議

一 各締約國郵政廳ハ萬國郵便條約第二十五條ニ規定スル會議ヨリ會議ニ至ル迄ノ間ニ於テ總理局
ヲ經由シ本規則ノ規定ニ關スル發議ヲ他ノ締約國郵政廳ニ提出スルノ權利ヲ有ス

二 各發議ハ萬國郵便條約施行規則第四十五條ニ定ムル手續ニ依リ取扱フモノトス

ク レ ー ト	エリオ、モルブルゴ カ ル ロ、ガ モ ン ビ ロ、 グ レ ポ リ オ エ、 デ ル マ ー チ
丁 抹 及 丁 抹 殖 民 地	キ エ ル ポ ー
埃 及	ワ イ、 サ バ
佛 蘭 西 及 亞 爾 是 利	シ ヤ コ、 テ イ リ ユ シ ア ン、 セ イ ン ヘ ル マ
印 度 支 那 佛 蘭 西 殖 民 地 及 保 護 國	シ ニ、 シ ニ ミ ツ ト
其 ノ 他 ノ 佛 蘭 西 殖 民 地 全 體	モ ル ガ ー
希 臘	ク リ ス ト、 ミ ツ プ ー ロ ー セ、 エ ヌ、 マ リ ノ ー
洪 島 利	ピ エ ー ル、 ド、 サ ラ イ

伊 太 利 及 伊 太 利 殖 民 地	ド ク ト ル、 ド、 ヘ ン ニ エ イ
日 本	エ リ オ、 モ ル ブ ル ゴ ー カ ル ロ、 ガ モ ン ビ ロ、 グ レ ポ リ オ エ、 デ ル マ ー チ
リ ベ リ ア 共 和 國	川 村 竹 治
歴 山 堡	エ ル、 ド、 リ ユ シ ー
滿 得 涅 各 羅	エ ム、 モ ン テ ナ ス ト 代 ア、 ウ ニ、 キ ム メ ル
那 威	ウ ー ジ、 ポ ボ ヴ イ ツ チ
和 蘭	テ、 ハ イ エ ル ダ ー ル
和 蘭 殖 民 地	エ ム、 シ ニ、 シ、 セ、 ア、 ポ ッ プ 代 ア、 ウ ニ、 キ ム メ ル ア、 ウ ニ、 キ ム メ ル ペ ル ク

白	露	葡萄牙及葡萄牙殖民地	アルフレド、ペレイラ
羅	馬	ニ	グレ、セルケ
暹	羅	爾	シニ、ガブリエレスキニ
瑞	瑞	典	アフレニ、キニ、ニ、ニ
突	尼	斯	フレテ、グレンウアル
土	耳	古	シ、ベ、ピ、オ
ウ	ル	！	ア、ステ、セルゲ
			セ、デレフセルト
			アルベール、レグラ
			ニ、マゾイ、エ
			ア、フ、ア、フ、ア、フ
			ア、フ、ア、フ、ア、フ
			エクトル、エル、ゴメ

(附録)

甲 號 (表面)

通知券 (名宛人ニ於テ之ヲ取離スコトヲ得)

爲替金額 数字ニテ記スヘシ

差出人ノ表示

差出局印

郵政廳

爲替 國際郵便爲替

金額 (亞刺比亞數字ニテ記スヘシ)

差出局印

(單位以上ハ羅馬字ニテ完記スヘシ)

名宛人.....

名宛地.....

名宛人住所.....

名宛國.....

振出番號.....

振出日附.....

差立局.....

爲替取扱者ノ署名.....

(*)名宛局ニ於テ換算ヲ爲ストキ又ハ採渡ニ金貨ノ假結ヲ有スル現貨ヨリ低價ナル紙幣ヲ使用スルトキ記入スヘキ事項 (約定第二條)

有効金額

又ハ (差出國ノ貨幣)

.....年.....月.....日

乙 號

.....郵政廳

振出通知書

.....年.....月.....日.....國.....局ニ宛テ

.....局ニ差出シタル電信爲替ノ

附書

差出人氏名	爲替番號	差出人氏名・身元及住所	爲替金額

.....年.....月.....日.....ニ於テ

郵便局.....

.....

差出局印 (署名) 名宛局印

甲 號
(裏面)

(次書ノ場所)

名宛人ノ受領證

表面ニ記載ノ金額ヲ受領シタリ

地名.....

.....年.....月.....日

名宛人ノ署名.....

到達番號

第.....號



拂渡局印

注意 裏面ハ表面ト顛倒シテ印刷スルヲ要ス

明治四十年九月 告示 逓信省第五百五十七號 郵便爲替業務約定書施行規則

一七二

.....郵政廳

千九百...年

.....月

丁 號
(表面)

郵便局ニ於テ提出シ

上 記 月 中

郵便局ニ於テ拂渡シタル

國 際 郵 便 爲 替 ノ

明 細 計 算 書

.....
郵便番號.....

丙 號

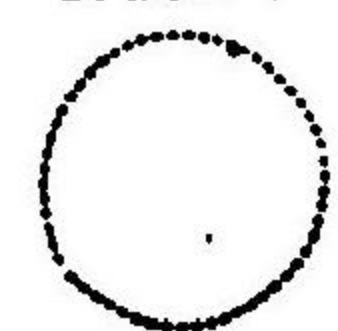
.....郵政廳

爲替拂渡通知書

.....
郵便番號

下名ハ...年...月...日...局ニ於テ提出シタル...氏宛
第...號爲替ノ金額...カ...年
...月...日正ニ拂渡サレタルコトヲ宣言ス

郵便局印



郵便局.....

署名*).....

(*)此ノ通知書ハ郵便局ニ於テ署名シ封皮ニ納メ最近價ヲ以テ關
係爲替ノ差出局ニ送付スルヲ要ス

明治四十年九月 告示 逓信省第五百五十七號 郵便爲替業務約定書施行規則

一七三

二前記諸國ノ一國ニ於テ貨幣制度ヲ變更スル場合ニ於テハ同國郵政廳ハ前掲相當額ヲ變更スル爲
瑞西郵政廳ト協議スルヲ要ス瑞西郵政廳ハ總理局ヲ經由シ聯合ノ他ノ各郵政廳ニ此ノ變更ヲ通
知スヘキモノトス

三各郵政廳ハ其ノ貨幣ノ價值ニ著大ノ變動ヲ生シタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ニ定ム
ル協議ヲ求ムルノ權能ヲ有ス

第三條 取扱困難ノ小包

一左記ノ物ハ取扱困難ノモノト看做ス

甲 一面ノ寸尺一「メートル」五十「センチメートル」ヲ超過スル小包

乙 形狀、容積又ハ脆弱ノ爲他ノ小包ト共ニ容易ニ荷造シ能ハサル又ハ特別ノ設備ヲ要スル小
包例ヘハ籠入ノ草木、空又ハ生活動物ヲ入レタル籠、葉卷煙草ノ空箱又ハ其ノ他ノ箱ノ包
束物家具、籃細工、花瓶、小兒車、紡績車、自轉車等

二取扱困難ノ小包ヲ取扱ハサル郵政廳ハ他ノ郵政廳ト交換スル小包郵便物ノ一面ノ寸尺ノ最高限
ヲ六十「センチメートル」ニ制限スルノ權能ヲ有スルモノトス又海路ニ依リ遞送ヲ爲ス郵政廳ハ
其ノ海運ニ依リ遞送セムトスル小包郵便物ノ寸尺ノ最高限ヲ六十「センチメートル」ニ、其ノ容積
ヲ二十五立方「デシメートル」ニ制限シ且此ノ制限ヲ超過スルモノハ單ニ取扱困難ノ小包トシテ
之ヲ引受クルノ權能ヲ有スルモノトス

三傘、杖、地圖、繪圖又ハ之ニ類似スル物品ヲ封入スル小包郵便物カ長一「メートル」五「センチメー
ル」幅及厚ヲ合シ四十「センチメートル」ヲ超過セサルトキハ總テノ場合ニ於テ之ヲ非取扱困難ノ
小包トシテ之ヲ取扱フモノトス然レトモ海運ニ依リ遞送セムトスル此ノ種ノ小包郵便物ハ長一
「メートル」幅又ハ厚二十「センチメートル」ヲ超過セサルトキニ限り非取扱困難ノ小包トシテ之ヲ
取扱フモノトス

四小包郵便物ノ容積、重量又ハ寸尺ノ檢算ニ關シテハ明瞭ナル誤謬ヲ除クノ外差立局ノ見解ヲ以テ
優越ノモノト看做スヲ要ス

第四條 藥莖及類似品ノ遞送

關係郵政廳ハ携帶銃砲用金屬性ノ雷管及藥莖ニシテ裝藥セシモノ並ニ爆發性大砲用信管ノ原料ノ
遞送ニ關シ相互ニ協議スルコトヲ得

此等ノ物品ハ箱又ハ樽ニ入レ内部及外部ニ於テ堅固ニ包裝シ送狀及小包ノ自體ニ之ヲ告知スルヲ
要ス

第五條 小包ノ封裝

一遞送ヲ許ス爲ニハ各小包ハ左ノ如ク爲スヲ要ス

第一 名宛人ノ明細ナル名宛ヲ有スルコト鉛筆ヲ以テスル名宛ハ之ヲ許サス價格表記小包又ハ
正貨、金銀其ノ他ノ貴重品ヲ包有スル小包ニ在リテハ該名宛ハ小包ノ包裝ノ自體ニ又ハ包
裝ヲ結束スル絲ヲ通シ且其ノ包有品ヲ充分保護シ得ル様包裝スルコト包裝ハ被害ノ明瞭ナル
痕跡ヲ留ムルコトナクシテ包有品ニ加害スル能ハサル様之ヲ爲スヲ要ス然レトモ嵌込又
ハ接合シ得ル物品ニシテ分離シ得サル單一ノ小包ヲ作成シ得ル様封鉛又ハ封蠟ヲ備フル
強韌ノ絲ヲ以テ結束シ得ルモノハ包裝ヲ施サスシテ之ヲ引受クルモノトス商慣習上包裝
セサル木片、金屬塊等ノ如キ單一ノ物品ノ小包ニ付テモ亦包裝ヲ要セス

第二 封蠟封鉛其ノ他ノ方法ヲ以テ封緘シ差出人ノ特殊ノ印影又ハ記號ヲ附スルコト
價格表記ノ場合ニ於テハ名宛面ニ法及山又ハ差出國ノ貨幣ヲ以テ其ノ表記ヲ爲スコト證
明ヲ爲スモ塗抹又ハ改竄スルヲ得ス法以外ノ貨幣ヲ以テ表記ヲ爲ストキハ差出人又ハ差
出國郵政廳ハ之ヲ法ニ換算シ表記金額ヲ指示スル數字ノ側又ハ下ニ新ニ數字ヲ以テ法及

明治四十年九月 告示 逓信省第五百五十八號 小包郵便物交換條約施行規則

山ニ於ケル其ノ相當額ヲ指示スルヲ要ス此ノ規定ハ共通ノ貨幣ヲ有スル諸國間ノ直接ノ關係ニハ之ヲ適用スルノ限ニ在ラス

二液體及液化シ易キ物品ハ二重ノ器物ニ納メ之ヲ發送スルヲ要ス第一器物(罎子、フラスコ、罐箱等)ト第二器物(金屬性又ハ堅牢ナル木製ノ箱)トノ間ニハ成ルヘク多クノ空隙ヲ設ケ鋸屑、糠共ノ他總テ吸收性ノ物品ヲ以テ之ヲ填充スルモノトス

第六條 送狀及稅關告知書

一各小包ニハ附錄B號及C號離形ニ適合又ハ類似スル送狀及稅關告知書ヲ添附スルヲ要ス郵政廳ハ各名宛地ニ對シ要スル稅關告知書ノ枚數ヲ相互ニ通知ス

差出人ハ送狀ノ通知券面ニ其ノ郵便物ニ關スル通信文ヲ附記スルコトヲ得但シ差出國ノ法制カ之ヲ妨ケサル場合ニ限ル

二同一ノ差出人ヨリ發シ同一ノ人ニ宛テタル三箇迄ノ普通小包ニハ單ニ一枚ノ送狀及關稅法ニ抵觸セサルトキハ單ニ一枚ノ稅關告知書ヲ使用スルコトヲ得此ノ規定ハ代金引換又ハ價格表記ト爲シテ發送スル小包ニハ之ヲ適用セサルモノトス同小包ニハ各別ニ送狀ヲ添附スルヲ要ス

例外トシテ各國ハ交換カ非常ニ増加スル時期ニ於テハ其ノ業務ニ寄託セラルル各小包ニ對シ別箇ノ送狀及稅關告知書ヲ要求スルコトヲ得

三佛蘭西語ニテ印刷セサル送狀ハ同語ニ於ケル對譯ヲ附記スルヲ要ス

四價格表記小包ニ添附スル送狀ハ各小包ニ對シ郵便物ノ封緘ニ使用シタル封印ノ印影ヲ有レ且本規則第五條第四號ニ記載スル規定ニ依リ表記價格ノ指示ヲ有スルヲ要ス

各價格表記小包ノ「グラム」ニ於ケル正確ノ重量ハ差出郵政廳ニ於テ小包ノ名宛面及送狀ノ式紙中是カ爲ニ設ケタル場所ニ之ヲ記入スルヲ要ス

五締約郵政廳ハ稅關告知書ノ正否ニ付テハ一切其ノ責ニ任セス

第七條 特別ノ票符

一各小包及之ニ關スル送狀ニハ附錄D號離形ニ適合又ハ類似シ且登記番號及差出局名ヲ指示スル票符ヲ貼附スルヲ要ス

同一ノ差出局ハ同時ニ二箇以上ノ順次番號ヲ有スル票符ヲ使用スルヲ得但シ此ノ順次番號カ特別ノ文字ニ依リ補足セラルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

二送狀ニハ尙其ノ表記面ニ差出局ニ於テ差出地及差出日附ヲ指示スル印章ヲ押捺スルモノトス

三各價格表記又ハ代金引換ノ小包及之ニ關スル送狀ニハ羅旬字ヲ以テ「Valeur déclarée」又ハ「Remboursement」ナル指示ヲ有スル赤色ノ票符ヲ貼附スルヲ要ス

四別記達小包及其ノ送狀ニハ「Express」ナル文字ヲ大書スル印章ヲ押捺シ又ハ同標ノ票符ヲ貼附スルモノトス

五小包カ正貨、金銀共ノ他ノ貴重品ヲ包有スルトキハ第一項第三項及第四項ニ規定スル票符及小包ニ郵便切手ヲ貼附スル場合ニハ其ノ切手ハ包裝ノ損所ヲ隱蔽スルニ使用シ能ハサル様間隔ヲ設クルヲ要ス該票符及切手ハ又包裝ノ線端ヲ掩蔽スル様其ノ二面ニ跨テ之ヲ貼附セサルヲ要ス

第八條 課金ヲ徵收セサル小包見込課金ノ徵收

一課金ヲ徵收セシメテ名宛人ニ配達スヘキ小包ニハ其ノ名宛及送狀ニ「Franc de port」ノ文字ヲ大書スル赤色ノ票符ヲ貼附スルヲ要ス

二差立局ハ充分ナル見込課金ヲ差出人ヨリ徵收ス同局ハ附錄E號離形ニ適合又ハ類似スル課金前拂狀ヲ小包式紙ニ添附ス郵便物配達ノ後名宛局ハ取立ツヘキ費用ノ細目ヲ課金前拂狀ニ記入シ成ルヘク證據書類ヲ添附ス同局ハ其ノ立替金及條約第十一條第二項ニ規定スル特別ノ課金アルトキハ該課金ヲ再發小包ニ對シ木規則第十四條ニ定ムル手續ニ從ヒ差立局ニ對シテ貨越スモノトス課金前拂狀ハ名宛郵政廳及媒介郵政廳アルトキハ其ノ各郵政廳ニ於テ作成スル小包目錄ニ

添附スルヲ要ス然レトモ兩郵政廳ハ協議ヲ遂ケ共ノ相互ノ關係ニ於テ該費用償還ニ關スル他ノ方法ヲ適用スルコトヲ得

第九條 小包ノ遞送方法

一 郵接シ又ハ直接ノ海運ニ依リ互ニ聯絡スル諸國間ニ於ケル小包郵便物ノ交換ハ關係郵政廳ノ指定スル郵便局及地方ニ於テ之ヲ行フモノトス

二 簡又ハ數箇ノ媒介區域ヲ隔ツル諸國間ノ關係ニ於テハ小包郵便物ハ關係郵政廳ノ協定セル線路ヲ經由スルヲ要ス該郵便物ハ第一媒介郵政廳ニ開齎ニテ之ヲ交付スルモノトス關係郵政廳ハ開齎ニテ又ハ直接ノ小包目録ヲ添ヘ閉鎖シタル行囊籃若ハ汽車室ニ依リテ爲ス交換ヲ施設スル爲互ニ協議スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係郵政廳ハ協議ヲ以テ其ノ計算ニ關スル必要ノ方法ヲ決定ス

三 然レトモ小包郵便物ノ箇數カ媒介郵政廳ノ業務ヲ妨クルニ至リ共ノ官同郵政廳ヨリ通知ニ接スルトキハ閉鎖セル容器ヲ仕立ツルノ義務アルモノトス

關係郵政廳ノ間ニ別段ノ約定アルニ非サレハ閉鎖セル容器ハ空虛ノ儘次便ニテ之ヲ差立郵政廳ニ返送スルヲ要ス小包ノ交換ニ必要ナル監行囊其ノ他同様ノ容器ハ反對ノ約定アルニ非サレハ相互ノ關係ニ於テ之ヲ使用スル郵政廳ニ於テ平等ニ之ヲ負擔スルモノトス

第十條 小包目録、小包ノ細項

一 小包郵便物ハ差立交換局ニ於テ本規則附録E號離形ニ適合スル小包目録ニ定式ノ細項ヲ以テ記入スルモノトス然レトモ關係郵政廳ハ單ニ普通小包ヲ一括シテ小包目録ニ記入レ且共ノ支拂額ノ合計ヲ記載スル爲協議スルコトヲ得送狀、代金引換爲替券及稅關告知書並E號式紙及到達證ハ小包目録ニ添附スルモノトス

二 俘虜事務ニ關スル小包郵便物ハ此ノ同一ノ目録ニ記入スルモノトス但シ何等ノ支拂額ヲ記入スルコトナシ

ルコトナシ

第十一條 到達證

一 小包郵便物ニ關シ到達證ノ請求ヲ爲スモノアルトキハ差出局ハ該小包及其ノ送狀ニ「avis de reception」ナル文字ヲ明瞭ニ筆書シ又ハ「A.R」ナル文字ヲ有スル印章ヲ押捺ス

二 到達證ノ式紙ハ差出局ニ於テ又ハ差立郵政廳ノ指定スル其ノ他ノ各局ニ於テ之ヲ作成スルモノトス若シ到達證名宛局ニ到着セサルトキハ同局ニ於テ職權ヲ以テ新到達證ヲ作成ス

到達證ハ佛蘭西語ニテ記載シ又ハ同語ニ於ケル對譯ヲ附記スルヲ要ス

三名宛局ハ該式紙ニ定式ノ記入ヲ爲シタル後直接ニ又ハ交換局ヲ經由シ之ヲ差出局ニ返送シ同局ハ之ヲ小包ノ差出人ニ送達ス

四 差出人小包郵便物ノ差出後ニ於テ該郵便物ノ到達證ヲ請求スルトキハ差出局ハ到達證ノ式紙ニ精密ニ小包ノ細項(差出局、差出日附、番號、表書)ヲ記載ス此ノ式紙ハN號離形ノ取調請求書ニ添附シ第十六條ノ規定ニ從ヒ之ヲ取扱フモノトス但シ到達證ノ關係スル小包ノ正當配達ノ場合ニ於テハ名宛局ハN號式紙ヲ撤回シ定式ノ記入ヲ爲シタル到達證ヲ第三項ニ規定スル方法ニ依リ差出局ニ返送スルモノトス

五 差出人ニ於テ差出ノ際正當ニ請求セル到達證ヲ豫定ノ期間内ニ差出局ニ到着セサルトキハ第四項ニ掲ケル規定ニ依リ不着到達證請求ノ手續ヲ爲ス差出局ハ該式紙ノ頭部ニ「Duplicata de Paris de reception, etc.」ナル文字ヲ記入ス

第十二條 交換局ニ於ケル點檢

一 小包目録ヲ受取ルトキハ名宛交換局ハ該目録ニ記入シアル小包郵便物及諸式紙類ノ點檢ヲ爲シ不足其ノ他ノ違例アルトキハ本規則附録G號離形ニ適合スル式紙ヲ以テ價格表記郵便物ニ關スル約定施行規則第九條ノ規定ニ依リ是カ證明ヲ爲ス

一 容積寸尺及重量ニ關スル重大ナラサル相違或明ニ關係郵政廳ノ責任ヲ生セサル違例ニ付テハ單ニ點檢狀ヲ以テ之ヲ通知スルモノトス

二 支拂額ニ關スル相違ニレテ計算ニ影響ヲ及ボスヘキモノハ總テ點檢狀ヲ以テ之ヲ差立局ニ通知スルヲ要ス承認濟ノ點檢狀ハ其ノ關係スル小包目錄ニ添附スルヲ要ス證據書類ヲ以テ證明セサル訂正ハ再検査ニ於テ之ヲ許ササルモノトス

第十三條 代金引換小包

一 代金引換小包及之ニ關スル送狀ハ名宛ノ側ニ明瞭ニ筆書シ又ハ印刷セル「Remboursement」ナル文字ヲ有シ其ノ次ニ羅旬字ニテ表示セル差出國ノ貨幣ニ於ケル代金引換金額ノ記載ヲ有スルヲ要ス此ノ記載ハ證明ヲ附スルモ塗抹又ハ改竄スルヲ得ス

二 代金引換ニテ發送スル各小包ニハ本規則附録五號離形ニ適合又ハ類似スル代金引換爲替券ヲ添附スルモノトス此ノ代金引換爲替券ハ送狀ニ添附シ差立局ノ貨幣ニ於ケル代金引換ノ金額ノ記載ヲ有シ且通則トシテ小包ノ差出人ヲ爲替ノ受取人トシテ記載スルヲ要ス然レトモ各郵政廳ハ其ノ業務ヨリ發スル郵便物ニ關スル爲替券ヲ小包ノ差出局又ハ其ノ他ノ局ニ宛テシムルノ自由ヲ有ス

三 差出郵政廳及名宛郵政廳間ニ反對ノ協定アル場合ヲ除クノ外代金引換爲替ノ金額ハ名宛國郵政廳ニ於テ同國ノ貨幣ニ換算スルモノトス同郵政廳ハ是カ爲小包差出國宛郵便爲替ノ換算ニ用ウル換算割合ヲ使用ス

四 代金引換ノ金額ヲ取立テタル後直ニ名宛局又ハ名宛郵政廳ノ指定セル其ノ他ノ各局ハ代金引換爲替券中「Indications de service」ノ部ニ定式ノ記入ヲ爲シ之ニ其ノ日附印ヲ捺捺シタル後該爲替券ヲ之ニ記載シタル名宛ニ免料ニテ返送ス

五 代金引換爲替ハ各郵政廳カ小包ノ差出人ニ代金引換金額ノ支拂ヲ爲ス爲定ムル條件ニ依リ之ヲ

支拂フモノトス

五 小包カ名宛局ニ到着シタル日ノ翌日ヨリ歐洲諸國間ノ關係ニ於テハ七日、歐洲諸國ト歐洲外諸國トノ關係及歐洲外諸國相互間ノ關係ニ於テハ十五日ノ期間内ニ名宛人代金引換ノ金額ヲ支拂ハサル場合ニ於テハ小包ハ本規則第十五條第三項ノ規定ニ依リ不能配達ト爲リタルモノトシテ之ヲ取扱フモノトス

此ノ期間ハ法制上已ムコトヲ得サル郵政廳ニ在リテハ最高限二月迄之ヲ延長スルコトヲ得何等ノ理由ヲ問ハス差出國ニ返送スル小包ニ關スル代金引換爲替券ハ返送ヲ爲ス郵政廳ニ於テ之ヲ抹殺シ送狀ニ添附スルヲ要ス

六 代金引換金額取立前紛失、亡失又ハ毀損シタル代金引換爲替券ハ何等ノ手續ヲ經ス「Duplicata」ナル標題ヲ有スル新爲替券ニ代フルモノトス第二券ノ請求ハ直接ニ小包ノ差出局ニ之ヲ宛ツルモノトス

七 代金引換金額ノ取立後踪跡不明ト爲リ、亡失シ又ハ毀損シタル代金引換爲替券ハ兩郵政廳ニ於テ該爲替ノ拂渡又ハ拂戻ヲ爲ササルコトヲ證明シタル後均シク第二券又ハ拂渡認可書ニ之ヲ代フルモノトス

八 受取人カ郵便爲替業務約定施行規則ニ定ムル有効期間内ニ拂渡ヲ請求セサル代金引換爲替ハ現金取立業務約定施行規則第八條第二項及第三項ノ規定ニ依リ之ヲ取扱フモノトス

第十四條 再發

一 誤送ニ因リ再發スル小包郵便物ハ再發郵政廳ノ使用ヲ得ル最速達ノ線路ニ依リ其ノ名宛地ニ遞送スルモノトス此ノ再發ノ爲小包ヲ差立郵政廳ニ返送スルニ至リタルトキハ再發交換局ハ點檢狀ヲ以テ誤謬ヲ通知シタル後其ノ受取リタル支拂額ヲ同額ニ返送ス

二 反對ノ場合ニ於テ再發郵政廳ニ支拂ヒタル額カ其ノ應ノ支辨スル轉送ノ費用ヲ償フニ足ラサル

トキハ同應ハ差立交換局ノ小包目録ニ自應ノ貸越トシテ記入シアル額ヲ増加シテ其ノ差額ヲ貸越スモノトス此ノ訂正ノ事由ハ點檢狀ヲ以テ該交換局ニ通知スルモノトス

小包郵便業務ニ於ケル過誤ニ因リ誤テ發送セラレ是カ爲差出國ニ返送スルヲ要スルトキ又ハ條約第十四條ニ規定スル禁制ノ一ニ抵觸スルコトヲ交換取扱中輸入交換局ニ於テ發見セラルトキハ誤送ニ因リ差立郵政廳ニ返還スルヲ要スル小包ト同様ノ手續ヲ爲スモノトス

二名宛人ノ住所變更ニ因リ轉送スル小包郵便物ニ付テハ配達郵政廳ニ於テ同應及轉送郵政廳並媒介郵政廳アルトキハ其ノ各郵政廳ニ歸屬スル收得分ヲ表示スル料金ヲ名宛人ヨリ徵收スルモノトス

轉送郵政廳ハ同應ノ收得分ヲ媒介郵政廳又ハ新名宛郵政廳ニ對シテ貸越スモノトス轉送國及新名宛國カ郵接セサル場合ニ於テハ轉送小包郵便物ヲ受取リタル第一媒介郵政廳ハ同應及轉送郵政廳ノ收得分ヲ該郵便物ヲ交付スル郵政廳ニ對シテ貸越シ同應若亦媒介郵政廳ニ過キサルトキハ同應ノ收得分ニ前媒介郵政廳ノ貸越高ヲ加ヘ次ノ郵政廳ニ對シテ貸越スモノトス同手續ハ小包郵便物カ配達郵政廳ニ到着スル迄遞送ニ干與スル諸郵政廳間ノ關係ニ於テ之ヲ繼續ス

然レトモ轉送スヘキ小包ノ新遞送ニ必要ナル料金カ轉送ノ際支拂ハルルトキハ該小包ハ轉送國ヨリ名宛國ニ直接ニ宛テラレタルモノトシテ取扱ハ郵便料金ヲ徵收スルコトナク之ヲ名宛人ニ配達スルモノトス

三代金引換小包ハ若新名宛國カ差出國ト代金引換小包ノ交換ヲ保持スルトキハ之ヲ轉送スルコトヲ得該小包ニハ轉送ノ場合ニ於テハ差出業務ニ於テ作成セル代金引換爲替券ヲ添附スルモノトス新名宛郵政廳ハ代金引換ノ精算ニ關シテハ小包カ同應ニ直接ニ差立テラレタルモノトシテ手續ヲ爲ス

四小包ハ其ノ原包裝ヲ以テ再發シ差出局ニ於テ作成セル送狀ヲ添附スルモノトス何等ノ事由ヲ問

ハス小包ノ再裝ヲ要シ又ハ原送狀ヲ補充送狀ニ代フルヲ要スル場合ニ於テハ小包ノ差出局名及原登記番號ヲ小包及送狀ニ記載スルヲ要ス

第十五條 不能配達

一不能配達ト爲リタル小包ノ差出人ハ成ルヘク速ニ其ノ處分方ノ問合ヲ受クヘシ但シ差出人ヨリ名宛國ノ了解シ得ル國語ヲ以テ記載シ(必要ナルトキハ差出國ノ國語ヲ以テ對譯ヲ附ス)送狀及小包自體ニ添附スル申込書(附録I號離形)ヲ以テ小包ノ即時返還方又ハ他ノ名宛人ヘノ交付方ヲ請求シアル場合ハ此ノ限ニ在ラス

不能配達小包郵便物ヲ差出郵政廳ニ通知スル爲名宛郵政廳ハ佛蘭西語ニテ記載シ又ハ國語ニ於ケル對譯ヲ附記スル附録J號離形ニ適合スル式紙ヲ使用ス

處分問合書ハ通則トシテ名宛局及差出局間ニ直接ニ交換スルモノトス然レトモ各郵政廳ハ其ノ業務ニ關スル處分問合書カ其ノ中央郵政廳又ハ特ニ指定スル局ニ送付セラルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

處分問合書ヲ發シタル小包郵便物カ差出人ノ處分通知受領前引取ラレ又ハ再發セラレルトキハ差出人ニ通知スル爲直ニ之ヲ差出局ニ通報スルヲ要ス差出人ノ處分通知受領後ハ單ニ其ノ通知ノミ有效ニシテ實施力ヲ有スルモノトス

二不能配達ト爲リタル小包ノ差出人ハ左ノ事項ヲ請求スルコトヲ得

甲 小包ヲ直ニ同人ニ返還スルコト

乙 小包ヲ他ノ名宛人ニ配達スルコト又ハ原名宛人若ハ他人ニ交付スル爲他ノ名宛地ニ轉送スルコト

丙 原名宛人ニ再度ノ通知ヲ爲スコト

丁 差出人ノ危險ニ於テ小包ヲ賣却スルコト

戊 代金引換小包ヲ代金引換ノ金額ヲ徵收スルコトナク又ハ原初ノ指定額ヲ下ル額ト引換ニ
原名宛人又ハ他人ニ交付スルコト代金引換爲替券ノ取消又ハ引換ニ關シ行フヘキ手續ハ第
十七條第二項ニ之ヲ規定ス

若差出人カ前記ノ條件ニ依ル明瞭ノ請求ヲ以テ回答セサルトキハ名宛郵政廳ハ新問合書ヲ同人
ニ發送スルノ義務ナキモノトス
何等ノ理由ヲ問ハス名宛人ニ配達シ能ハサル小包郵便物ニテ義ニ問合ヲ受ケタル差出人カ單
純ナル拋棄ヲ爲シタルモノハ名宛郵政廳ニ於テ之ヲ返送セシ其ノ内國法制ニ依リ之ヲ取扱フモ
ノトス

小包ノ賣却又ハ拋棄ノ後尙名宛郵政廳ニ於テ償却シ能ハサル轉送其ノ他ノ費用及關稅ハ差出人
ノ負擔ニ屬シ差立郵政廳ヨリ償還ヲ受クルモノトス

三問合書ノ發送ヨリ二月ノ期間内ニ名宛局ニ於テ充分ナル回報ヲ受領セサルトキハ小包ハ差出局
ニ返送セラレルモノトス

此ノ期間ハ亞細亞露西亞トノ關係ニ對シテハ三月歐洲外諸國トノ關係ニ對シテハ六月ト爲スコ
トヲ得但シ關係郵政廳ノ間ニ反對ノ約定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
小包カ工號離形ノ申込書又ハ名宛局ノ問合書ニ記載セル差出人ノ通知ニ從ヒ處分スルヲ得サル
場合ニ於テハ直ニ之ヲ返送スルヲ要ス但シ差出人カ新處分方ノ外第二ノ臨機處分方(他ノ名宛
ヘノ配達拋棄等)ヲモ併セ申出タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

四名宛人カ小包郵便物ニ關スル條約ニ加入セサル國ニ出發シタル各小包ハ第一名宛郵政廳ニ於テ
送達ノ途ヲ有スルニ非サレハ不能配達ノモノトシテ之ヲ取扱フモノトス

差出人ニ還付スヘキ小包ハ小包目録ニ記入シ附註欄内ニ「Retains」ナル文字ヲ記載スルモノトス
該小包ハ名宛人ノ住所變更ニ因リテ轉送スル小包ト同様ニ取扱ヒ料金を徵收スルモノトス

五 壞損又ハ腐敗スヘキ物品ニ限リ送達又ハ返還ノ途中ニ於テ豫告又ハ司法上ノ手續ヲ經ルコトナ
ク權利者ノ利益ノ爲ニ直ニ賣却スルコトヲ得何等ノ理由ヲ問ハス賣却シ能ハサル場合ニ於テハ
壞損又ハ腐敗セル物品ハ之ヲ毀棄スルモノトス賣却又ハ毀棄ニ付テハ調書ヲ作成スルモノトス
調書ニ通ハ送狀ヲ添ヘ差出局ニ送付スルモノトス
賣却ニ因リ得タル金額ハ先ツ其ノ郵便物ニ課セラレタル費用ノ償却ニ充ツルモノトス過剩アル
トキハ其ノ過剩額ハ郵便物ノ費用ヲ負擔スル差出人ニ交付スル爲之ヲ差出局ニ送付スルモノト
ス賣却ニ依リ償却シ能ハサル費用ハ差出人ノ負擔ニ屬シ差出郵政廳ヨリ償還ヲ受クルモノトス

第十六條 取調請求

一 小包郵便物ノ取調請求ニ付テハ本規則附録N號離形ニ適合又ハ類似スル式紙ヲ使用ス差出國郵
政廳ハ次ノ業務ニ該小包郵便物ヲ返送セシ日附ヲ證明シタル後該式紙ヲ直接ニ名宛郵政廳ニ送
付ス

二 然レトモ歐洲外諸國トノ關係及此等諸國相互間ノ關係ニ於テハ取調請求書ハ取調請求ノ目的ヲ
爲ス郵便物ト同一ノ遞送線路ニ依リ郵便局ヨリ郵便局ニ之ヲ送付スルモノトス

三 第一項ニ規定スル場合ニ於テ名宛郵政廳カ取調請求ニ係ル小包ノ確定ノ踪跡ニ關スル通報ヲ爲
シ得ルトキハ該式紙ニ必要ノ通報ヲ記載シ之ヲ差出郵政廳ニ返送ス

數箇ノ業務ニ依リ開蓋ニテ繼續シタル小包郵便物ノ踪跡ニシテ名宛國ノ業務ニ於テ直ニ證明シ
能ハサルトキハ名宛郵政廳ハ式紙ヲ第一媒介郵政廳ニ送付ス同應ハ該郵便物ヲ次ノ業務ニ返送
セシ細項ヲ證明シタル後取調請求書ヲ次ノ郵政廳ニ送付シ取調請求ニ係ル小包ノ確定ノ踪跡ヲ
證明シ得ル迄此ノ手續ヲ繼續ス名宛人ヘノ配達ヲ爲シタル郵政廳又ハ配達若ハ他ノ郵政廳ニ送
送ヲ爲ス場合ニ於テ配達シタルコト若ハ正當ニ返送シタルコトヲ證明シ能ハサル郵政廳ハ其ノ
事實ヲ式紙ニ記載シ之ヲ差出郵政廳ニ返送ス

四第二項ニ規定スル場合ニ於テハ差出郵政廳ヨリ名宛郵政廳迄搜索ヲ續行ス各郵政廳ハ次ノ郵政廳ニ遞送セシ細項ヲ式紙ニ記載シ之ヲ該郵政廳ニ送付ス名宛人ヘノ配達ヲ爲シタル郵政廳又ハ配達若ハ他ノ郵政廳ニ遞送ヲ爲ス場合ニ於テ配達シタルコト若ハ正當ニ遞送シタルコトヲ證明シ能ハサル郵政廳ハ其ノ事實ヲ式紙ニ記載シ之ヲ差出郵政廳ニ返送ス

五N號式紙ハ佛蘭西語ニテ記載シ又ハ同語ニ於ケル對譯ヲ附スルモノトス該式紙ニハ成ルヘク名宛ノ撰寫ヲ添附スルヲ要ス該式紙ハ書狀ヲ添ヘス封緘セル封皮ニ納メ送付スルモノトス各郵政廳ハ總理局ニ宛テタル通知ニ依リ自廳ノ業務ニ關スル取調請求書カ其ノ中央郵政廳特ニ指定スル郵便局若ハ直接ニ名宛局又ハ郵政廳カ單ニ媒介ノ資格ヲ有スルニ過キサルトキハ郵便物ノ差立ヲ受ケタル交換局ニ送付セラレヘキコトヲ請求スルノ自由ヲ有ス

第十七條 取戻名宛變更又ハ代金引換取消ノ請求

一 小包郵便物ノ取戻及名宛變更ノ請求ハ萬國郵便條約施行規則第三十一條ニ定ムル規定及手續ニ依リ取扱フモノトス

二 代金引換小包ノ代金引換ノ一部取消ヲ請求スル場合ニ於テハ低減セル金額ニ對シ作成スル新代金引換爲替券ヲ請求書ニ添附スルヲ要ス

取消シタル又ハ引換ヘラレタル代金引換爲替券ハ小包ノ名宛郵政廳ニ於テ之ヲ毀棄スルモノトス

第十八條 計算

一 各郵政廳ハ毎月其ノ各交換局ヲシテ同一郵政廳ノ諸交換局ヨリ受取リタル總テノ郵便物ニ對シ各小包目録中差立郵政廳ニ於テ徵收シタル料金ノ内自廳ノ收得分及關係郵政廳アルトキハ其ノ各廳ノ收得分ヲ自廳ノ貸越トシ又轉送及不能配達ノ場合ニ於テ名宛人ヨリ取立ツヘキ料金ノ内轉送郵政廳及媒介郵政廳ニ歸屬スル收得分ヲ自廳ノ借越トシ記載シタル金額ニ付本規則附録K

號雜形ニ適合スル貸借表ヲ作成セシムルモノトス

二 然レ後K號貸借表ハ同郵政廳ニ於テ本規則附録L號雜形ノ計算書ニ集記スルモノトス

三 此ノ計算書ハ貸借表及小包目録並關係照檢狀アルトキハ該照檢狀ヲ添ヘ其ノ關係スル月ノ翌月中ニ關係郵政廳ノ檢査ニ供スルモノトス

合計額ハ決シテ訂正スヘカラス誤謬ヲ發見シタルトキハ別ニ誤謬ノ調査ヲ作成スルヲ要ス

四月次計算書ハ雙方ニ於テ審査承認シタル後貸越郵政廳ニ於テ毎三月ノ總計算書ニ集記スルモノトス

然レトモ締約郵政廳ハ總計算書ヲ單ニ半年又ハ一年毎ニ作成スル爲相互ニ協議スルノ自由ヲ有ス

五兩郵政廳間ノ相互ノ計算書ノ差引ヨリ生スル差額ハ借越郵政廳ヨリ正貨法ヲ以テ又ハ貸越國ノ首府若ハ商業地ニ振宛テタル手形ヲ以テ貸越郵政廳ニ支拂フモノトス右支拂ニ關スル費用ハ借越郵政廳ノ負擔タルヘシ此ノ手形ハ例外トシテ之ヲ他國ニ振宛ツルコトヲ得但シ割引ノ費用ハ借越郵政廳ニ於テ負擔スヘキモノトス

六總計算書ノ作成、送付及支拂ハ成ルヘク速ニ遅クトモ次ノ三月ノ滿了前ニ之ヲ爲スヲ要ス此ノ期間經過シタルトキハ一郵政廳ヨリ他ノ郵政廳ニ支拂フヘキ金額ハ該期間滿了ノ日ヨリ年五分ノ割合ヲ以テ利子ヲ生スルモノトス

七然レトモ關係郵政廳ハ協議ヲ以テ本條ニ掲グル規定ト異ル規定ヲ採用スルノ權能ヲ有ス

第十九條 代金引換ノ計算

一 關係郵政廳ノ間ニ反對ノ協定アルニ非サレハ各郵政廳ニ於テ他ノ郵政廳ノ計算ニ於テ支拂ヒタル代金引換ニ關スル計算ハ貸越郵政廳ヨリ關係郵政廳ヘノ郵便爲替ノ特別計算書ノ附屬(附録M號雜形)トシテ之ヲ爲スモノトス

二此ノ代金引換計算書ニハ拂渡濟ニシテ且金額受領ノ旨ヲ記載セル代金引換爲替券ヲ添附シ該爲替券ヲ振出局ノ「アルファ」順ニ且該局ノ原簿ニ於ケル爲替記入ノ番號順ニ記入スルモノトス之ヲ作成シタル郵政廳ハ計算書ノ終ニ於テ其ノ貸高ノ合計ヨリ二百分ノ一即チ代金引換料中關係郵政廳ノ收得分ヲ表示スル額ヲ控除ス

三代金引換特別計算書ノ最終ノ金額ハ之ヲ同一計算期ノ郵便爲替特別計算書ノ最終ノ金額ニ加フルモノトス該計算書ノ審査及精算ハ郵便爲替業務約定施行規則ニ於テ郵便爲替ノ計算ニ對シテ定ムル規則ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス

第二十條 小包郵便物ノ交換ニ關スル事項ノ通知

- 一郵政廳ハ總理局ヲ經由シ遲クトモ條約實施ノ三月前ニ左ノ諸件ヲ相互ニ通知スルモノトス
 - 甲 重量ノ制限價格表記取扱困難ノ小包代金引換一枚ノ稅關告知書ヲ添附シ得ル小包ノ箇數及送狀ヘノ通信文記載ノ認容ニ關シ郵政廳ノ採用シタル規定
 - 乙 本規則第三條第二項ニ規定スル寸尺及容積ノ制限ヲ採用シタルトキハ其ノ制限
 - 丙 小包郵便物交換條約第五條及本規則第一條ニ依リ各締約國ニ宛ツル小包郵便物ニ對シ其ノ業務ニ於テ適用スヘキ料金
 - 丁 小包郵便物ノ交換ニ與カル郵便局若ハ地方ノ名又ハ總テノ郵便局カ此ノ業務ニ與カルコトノ通知
 - 戊 小包郵便物ノ遞送ニ適用スヘキ其ノ法律又ハ內國規則ノ規定ノ獨逸、英吉利又ハ佛蘭西ノ國語ニ於ケル摘要
- 二以上記載ノ五件ニ關シ將來變更アルトキハ同様ノ方法ニ依リ遲滞ナク之ヲ通知スルヲ要ス
- 第二十一條 施行規則ノ修正ノ發議
 - 一各締約國郵政廳ハ萬國郵便條約第二十五條ニ規定スル會議ヨリ會議ニ至ル迄ノ間ニ於テ總理局

ヲ經由シ本規則ノ規定ニ關スル發議ヲ他ノ締約國郵政廳ニ提出スルノ權利ヲ有ス

二各發議ハ萬國郵便條約施行規則第四十五條ニ定ムル手續ニ依リ取扱フモノトス

三發議カ實施力ヲ有スルニハ左ノ同意ヲ得ルヲ要ス

- 甲 新規定ノ追加又ハ本條若ハ第二十二條ノ規定ノ修正ニ關スルモノナルトキハ投票ノ全體
- 乙 第二條第三條第四條第五條第六條第七條第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條及第十五條ノ規定ノ修正ニ關スルモノナルトキハ投票ノ三分ノ二
- 丙 其ノ他ノ諸條ノ修正又ハ萬國郵便條約第二十三條ニ規定スル爭議ノ場合ヲ除キ本規則ノ諸規定ノ解釋ニ關スルモノナルトキハ單ニ過半數

四有效ノ決議ハ單ニ總理局ヨリ各締約國郵政廳ヘノ通知書ニ依リ確定スルモノトス

五總テ可決セシ修正又ハ決議ハ通知ヨリ少クトモ三月ノ後ニ非サレハ實施力ヲ有ヒサルモノトス

第二十二條 規則ノ有效期間

本規則ハ條約實施ノ日ヨリ之ヲ實施スヘシ

本規則ハ締約當事者間ノ協議ヲ以テ之ヲ更新スルニ非サレハ條約ト有效期間ヲ同シウスヘシ

千九百零六年五月二十六日羅馬ニ於テ作成ス

獨逸及獨逸保護國

ギ ー ぜ ケ
ク ノ フ
アルベルト、ブランカス

亞然の音共和國

埃 地 利

白 耳 義	ス チ プ ラ ル エ ベ ラ ン
ポ リ ヴ ァ イ	ジ、ス テ ル バ シ エ ル、ウ オ ド ン ア、ラ ム ビ ン
ホ ス ニー、ヘルゼゴヴィヌ	ジ、ド、ル モ アーヌ シ ャ ラ イ エ ル コ ウ ア ル シ ク
勃 爾 瓦 利	イ ヴ、ス ト ヤ ノ ヴ ァ イ ッ チ テ、ツ オ ン チ エ ッ フ
智 利	カ ル ロ ス、ラ ル レ ン、ク ラーロ エ ム、ル イ ス、サ ン ト ス、ロ ド リ ゲー ス グ、ミ、ヘ ル セ ン
古 倫 比 亞 共 和 國	エ リ オ、モ ル プ ル ゴー
ク レ ー ト	

丁 抹 及 丁 抹 殖 民 地	カ ル ロ、ガ モ ン ビ ロ ー ネ シ ャ ヴ ェ、グ レ ポ リ オ エ、テ ル マー チ
埃 及	キ エ ル ポー
西 班 牙	ワ イ、サ バ カ ル ロ ス、フ ロ レ ス
佛 蘭 西 及 亞 爾 是 利	シ ャ コ テ イ リ ニ シ ア ン、セ イ ン ヘ ル マ ン
印 度 支 那 佛 蘭 西 殖 民 地 及 保 護 國	シ ャ、シ ャ ミ ッ ト
其 他 佛 蘭 西 殖 民 地 全 體	モ ル ガー
希 臘	ク リ ス ト、ミ ッ ツ プ ロー セ、エヌ、マ リ ノー

ガ	テ	マ	ラ
洪	島	利	
英	領	印	度
伊太利及伊太利殖民地			
日			
歴	山		
滿	得	涅	各
羅	堡		

トーマス、セガリーニ
ビエール、ド、サライ
ドクトル、ド、ヘンニエイ
エーチ、エム、キツレニ
イ、エ、ド、ラフ
エリオ、モルブルゴ
カルロ、ガモン
ピロ、ローネ
ジュゼッペ、グレポリオ
エ、デル、マーチ
松木幹一郎
川村竹治
エム、モンテナスト代ア、ウエ、キムメル
ウーシ、ポボウイッチ

那	威
和	蘭
和	蘭
和	蘭
波	露
白	斯
波	露
葡萄牙及葡萄牙殖民地	
羅	馬
羅	尼
露	西
露	亞
塞	爾
塞	維
暹	羅
暹	王
暹	國

テ、ハイエルダール
エム、ジエ、ジ、セ、ア、ポフア代ア、ウエ、キムメル
ア、ウエ、キムメル
ベ
ル
ク
ハツヂ、ミルザ、アリ、カン、モエス、エス、シユルタン
セ、モリトル
アルフレド、ペレイラ
グレ、セルケイ
ジエ、ガプリエレスキユ
ヴィクトル、ピリピーヌ

瑞 典	アッシニ、キユーレニニユー
瑞 西	フレア、グレンウアル
突 尼	ジ、ベ、ピ、オ、ダ
突 斯	ア、ステーダ セ、デレツセルト
土 耳 古	アルベール、レグラン エ、マゾイ、エー
ウ ル ガ	アー、ファー、リ ア、ファー、ヒク、メー
ヴエネズエラ合衆國	エクトル、エル、ゴメス カルロス、エ、ハーン ドミンゴ、ベ、カスチリヨ

(附録)

A 號

本表差立郵政廳

本表名宛郵政廳

一	名宛國	二	逓送線路	三	此介國及使 用スヘキ海 運ノ指示	四	郵便料	附 註

非郵接國ニ於ケル小包郵便物ノ交換
 郵便カ.....郵政廳カ.....
 郵便ニ對シ條件ヲ指示スル表
 郵便ニ對シ條件ヲ指示スル表
 郵便ニ對シ條件ヲ指示スル表
 郵便ニ對シ條件ヲ指示スル表

B 號(表面)

通知券
 名宛人ハ此ノ券ヲ
 切離スコトヲ得
 差出局印

登録番號
 送出国.....
 送状.....
 小包簡數.....
 價格表記ノ金額.....
 代金引換ノ金額.....

差出人ノ住所氏名
宛
 (名宛地)
 (町名番號)

税明印
 量
 價
 税(一)
 逓送料

郵便切手ノ貼附又
 ハ徴收セシ料金額
 示ノ欄

名宛人ノ受領證
 下名ハ本送狀ノ表面ニ記載スル小包.....
 簡ヲ受領シタルコトヲ宣言ス
 千九百...年...月...日
ニ於テ
 (署名)

(一) 輸入交換局又ハ名宛國税關ニ於テ記入スヘキ部
 號(裏面)

C 號

送立地 税關告知書 宛
 送出国 名宛地

小包郵便物 簡數種類	包有品 ノ指示	價格	重量 全量 正味	附註
			グラム	グラム

D 號

千九百...年...月...日
 差出人.....

四七五
 パルマン

区中區 〓〓〓〓 1

E 號

郵政廳
小包郵便業務
課金前拂狀

包郵便物ヲ輸入ノ際ニ於ケル課金ヲ徵收セス名宛人ニ交付スルコトノ通知書
 送立 局印 ○ 地：ヨリ送出し 地：ニ宛テタル別當第 號小
 年 月 日
 本通知書送達ノ際未拂ノ課金額ヲ 郵政廳(一)ノ借越トシテ計算セラレタル

輸入ノ際ニ於ケル課金ノ細目	金額
合計額	

F 號

郵政廳
小包目録ノ逐次番號

交換局ヨリ 交換局ニ送立テタル小包郵便物ノ小包目録
 千九百 年 月 日 午前 時 分 秒 (第 次便)
 日附印 ○ 千九百 年 月 日 午後 時 分 秒

名宛局印 ○

G 號

番 號	送 次	一
小包郵便物	物 數	二
局 名	出 差	三
名 宛	宛 名	四
各 價	重量ノ小	五
表	格 價	六
送立郵便	郵政廳	七
關係郵便	郵政廳	八
關係郵便	郵政廳	九
代金引	類 換	一〇
附 註	註 二	

小包郵便業務
訂正證明スル爲ノ點檢狀

千九百 年 月 日 送立
 交換局ニ於テ 交換局發小包郵便中ニ發見セシ各種ノ誤謬及違例ヲ

番 號		送 出 地	名 宛 (成ルハ詳細)	支 拂 名 宛 料 局 名 宛 附 註
次 送 記 登	記 登			

番 號		送 出 地	名 宛 送 出 人 名 宛 人	包 有 品	檢 査 表 格 (指示等ノ 附行)
次 送 記 登	記 登				

毀損ノ状態及其ノ原因ト認ムヘキモノ其ノ他ノ附註

番 號		送 出 地	名 宛 送 出 人 名 宛 人	重 量	支 拂 料 金 額	名 宛 局 名 宛 正
次 送 記 登	記 登					

例 (目錄ノ不著、包裝又ハ封緘ノ不完全等)

合計	右點檢承認ス
點檢セシ合計	

千九百...年...月...日.....

右點檢承認ス

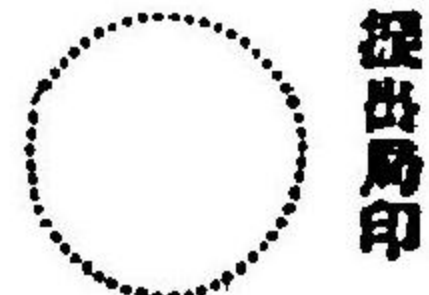
名宛局員.....

千九百...年...月...日.....

差立局長.....

H 號(表面)

代金引換爲 替通知券	郵政廳
金額..... (數字ヲ以テ記 載スヘシ)	國際代金引換爲替
第.....號小包	金額	(亞別比亞數字ニテ記スヘシ)
千九百...年...月...日差出	(單位以上ハ羅旬字ニテ記スヘシ)
送出人住所氏名	

名宛人 名宛地 名宛人住所 名宛國	名宛人 名宛地 名宛人住所 名宛國	事務用記事 () 提出番號 提出日附 提出局 提出國 爲替取扱者ノ署名	有效金額 又ハ (小包名宛國貨幣) 提出局印 
--	--	---	---

(*)代金引換ノ金額取立ノ後小包名宛局ニ於テ記入スヘキ事項

H 號(裏面)

裏書ノ場所 名宛人ノ受領證 表面ニ記載ノ金額ヲ受領シタリ 地名 千九百.....年.....月.....日 名宛人ノ署名	到達番號 第.....號
---	-----------------

拂渡局印

I 號

小包ノ返送又ハ他ノ名宛人ヘノ交付ヲ請求スル爲メ申込書

申込書

何等ノ事由ヲ問ハス此ノ小包カ不能配達ト爲リタル場合ニ於テハ

甲(一) 下ニ署名スル差出人ノ危險ニ於テ即時返送セラレタレ

乙(一) ……氏ニ配達セラレタレ

差出人(住所及氏名又ハ屋號)

(一) 差出人ハ各自不用ノ分ヲ塗抹スルヲ要ス

J 號

郵政廳

(小包郵便物)

不能配達通知書

別紙第…號送狀ニ記載スル…地籍第…號小包ハ左ノ事由ニ依リ當局ニ滞留中ナリ

甲 小包ハ名宛人ニ依リ拒絶セラレタリ(一)

乙 第…號小包ハ請求ナシ(一)

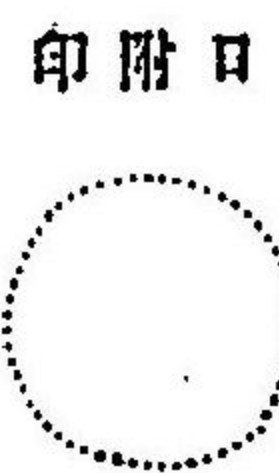
丙 名宛人不明ニ在出發死亡(一)

丁 名宛不充分(一)

戊 小包ノ名宛カ送狀ノ名宛ニ符合セス(一)

己 名宛人(關稅) 代金引換金額ノ支拂ヲ拒絶ス(一)

仍テ差出人ニ其ノ處分方ヲ問合ハセラレタシ向…月ノ期間内ニ何等處分方ノ通知ヲ受ケサルトキハ該小包ハ料金を追徴スルコトトシテ同人ニ再發セラルヘキコトヲ同人ニ通知セラレタシ



署名

回答

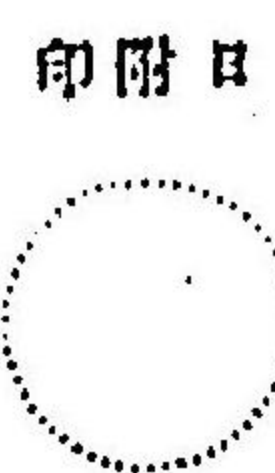
甲 名宛人タル…町…番…氏ニ再度ノ呈示ヲ爲スコト(一)

乙 ……法…山ノ代金引換金額(ヲ取立アルコトナク)ト引換ニ

丙 ……番…氏ニ交付スルコト(一)

丁 差出地ニ再發スルコト(一)

差出人ハ小包ヲ抛棄ス(一)
差出人ハ小包ノ實却ヲ請求ス(一)
差出人ハ同人ニ宛テタル處分方問合ニ對シ何等ノ回答ヲ爲ササルニ依リ小包ハ成規ノ期間満了ノ後當局ニ返送スルヲ要ス(一)



署名

(一) 不要ノ記載ハ之ヲ塗抹スルコト

K 號

小包目録	附ノ目録
一名宛郵政廳ノ貸高
(下 號表第八欄)	
二差立郵政廳ノ貸高
(下 號表第九欄)	
附註	

郵政廳
 郵政廳及.....郵政廳カ前者ニ認スル諸交換局ヨリ.....郵政廳トノ關係
 セシ小包郵便物ニ對スル諸費用トシテ相互ニ支拂フヘキ金額ノ月次貸借表
 交換局ニ交付
 千九百...年...月分

L 號

關係各局分ノ合計	貸高ノ總計
三三三三三三三三	
十十十十十十十十	
一十九八七六五四	

名宛交換局長

名宛交換局印

郵政廳

諸交換局ヨリ.....諸交換局ニ宛テタル小包郵便物ノ小包目録ニ對スル月次貸借表ヨリ換取シタル計算書
 千九百...年...月分

逐次番號	名宛交換局名	各月次貸借表ニ基キ名宛郵政廳ニ歸屬スル金額	各月次貸借表ニ基キ差立郵政廳ニ歸屬スル金額	附註
二一				

三 四 五 六 七 八 九 十 十 一 十 二 十 三 十 四 五 六 七 八 九 十	
名宛郵政廳ニ於テ取 立テタル代金引換金 額ノ百分ノ一……	
合計……	
郵政廳ノ貸越金額	

M 號

別計算書

千九百……年……月分

……郵政廳カ……郵政廳ノ計算ニ於テ支拂ヒタル代金引換爲替ノ特

逓次番 番號 日附	爲替 出 爲替 出 爲 替 出 局	爲 替 金 額 法 山	附 註

小包郵便物取調請求書

郵政廳

N 號

送出局
送附日
登記番號
名宛人ノ住所氏名(成ルヘク詳細)
詳細ナル包有品
重量
價格表記
代金引換
到達願請求
(請求シブル場合ニハ「V」ヲ付テ「ナル文字」ヲ附記スルコト)
送出人ノ住所氏名
送立ニ付
千九百...年...月...日 小包目録第...行ニ記入
送立テタリ

合計額ノ二分ノ一ヲ控除ス	計	郵政廳ニ歸屬スル差額	

日附

遞信省告示第五十九號
改正ス
明治四十年九月二十日
遞信大臣山縣伊三郎
Gibraltar (カナリア)

部キヘス入記テ於ニ配政郵外域

千九百...年...月...日 日附	郵政廳	行ニ記入	交換局ヨリ	交換局ニ
千九百...年...月...日 日附	郵政廳	行ニ記入	交換局ヨリ	交換局ニ

部キヘス入記テ於ニ配政郵宛名

前記ノ小包ハ千九百...年...月...日 日附	郵政廳	行ニ記入	交換局ヨリ	交換局ニ
前記ノ小包ハ...

日附

一七六三

明治四十年九月 告示 逕信省第五百六十八號

一七七〇

石巻郵便局

宮城縣牡鹿郡石巻町

名 寄 郵 便 局

石巻郵便局

○逕信省告示第五百六十八號

帆船福吉丸外三十五艘ニ左ノ信號符字ヲ照附ス

明治四十年九月二十二日

逕信大臣山縣伊三郎

信號符字	番 號	種類	船 名	船 籍 港	所 有 者
L D T G	四八一三	帆	福吉丸	周防國伊保庄村	木船竹藏
L D R N	五九八七	帆	明寶丸	日向國廣瀬村	杉田製茶治
L D K N	七一二一	汽	第三小樽丸	相模國浦賀町	小樽木材株式會社
L D V N	七五〇八	帆	神力丸	伊豫國興居島村	阿部榮次郎
L D V P	七五〇九	帆	金比羅丸	伊豫國興居島村	住木茂太郎
L D V Q	七五一〇	帆	神惠丸	伊豫國長濱町	門田助治郎
L B Q S	一〇三五四	汽	有魚丸	大 阪 市	井上藤三郎
L B Q T	一〇三五五	帆	喜榮丸	紀伊國新宮町	玉置正直
L B Q V	一〇三五六	汽	福陽丸	大 阪 市	安川 謙 介
L B Q W	一〇三五七	汽	宗谷丸	大 阪 市	三井物産合名會社
L B R C	一〇三五八	帆	住榮丸	紀伊國新宮町	和田音五郎
L B R D	一〇三五九	帆	旭丸	大 阪 市	帝國水産株式會社
L B R F	一〇三六〇	汽	第二東郷丸	大 阪 市	長崎捕鯨合會社

信號符字	番 號	種類	船 名	船 籍 港	所 有 者
L B R G	一〇三六一	汽	松島丸	大 阪 市	大阪商船株式會社
L B R H	一〇三六二	帆	日平丸	大 阪 市	内藤 政 泰
L D T F	一〇四六一	帆	三十八號天神丸	門 司 市	自念 金 藏
L D T H	一〇四六三	帆	十一號久富丸	門 司 市	西村熊太郎
L C G K	一〇六六七	帆	豐春丸	橫 濱 市	關島源三郎
L C J H	一〇六九五	帆	資定丸	肥後國下浦村	石井 勝 次
L C J K	一〇六九六	帆	第二倉福丸	筑後國大牟田町	下村升太郎
L C J M	一〇六九七	帆	第三福吉丸	筑後國大牟田町	村上政太郎
L C J N	一〇六九八	帆	神寶丸	筑後國大牟田町	浦尾源次郎
L C M T	一〇七三四	帆	第參出雲丸	松 江 市	出雲 金 藏
L C R P	一〇七六三	帆	榮寶丸	安藝國佐江崎村	石原伊太郎
L C W F	一〇八三八	帆	都島丸	伊豆國網代村	野田久作
L C W G	一〇八三九	帆	千島丸	伊豆國網代村	飯塚仁兵衛
L C W H	一〇八四〇	汽	山光丸	東京市	東京海汽船株式會社
L C W V	一〇八四七	帆	三社丸	肥前國中川副村	赤山 卯 作
L D B C	一〇八四八	汽	高島丸	長 崎 市	三菱合資會社
L D G Q	一〇九〇三	帆	鶴丸	阿波國撫美町	澤山熊太郎
L D G R	一〇九〇四	汽	滿之浦丸	神 戶 市	三井物産合名會社

明治四十年九月 告示 逕信省第五百六十八號

一七七二

LDGS	一〇九〇五	帆	金	丸	阿波國津村	濱口 類吉
LDMW	一〇九六二	帆	四號	丸	土佐國三里村	橋田 有志馬
LCWJ	一一〇四一	帆	貳號	丸	伊豆國對島村	石井 平藏
LCWK	一一〇四二	汽	陸	丸	東京市	日清汽船株式會社
LFHD	一一〇四三	汽	華利	丸	東京市	日本郵船株式會社

○遞信省告示第五百六十九號

來十月一日ヨリ羅馬締結萬國郵便條約ニ依リ本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル國名左ノ如ク

明治四十年九月二十三日

遞信大臣山縣伊三郎

獨逸

在マロツク獨逸局

亞米利加(合衆國)
 埃地利
 白耳義
 伯西兒
 智利
 「クレート」
 丁抹領「アンチーニ」
 西班牙

在清國獨逸局

獨逸保護國
 亞米利加合衆國屬島
 在「ルヴァン」埃地利局
 「ボスニー、ヘルゼゴヴィヌ」
 勃羅瓦利
 古西多利加
 丁抹「グレンランド」「フエロエ」
 埃及
 佛蘭西

在清國佛國局

佛蘭西殖民地
亞爾及利「コート、ダヴ、オアル、ソマリ」
 海岸「ボメル」「ギニス」「ギネ」
 「セネガル」「ニジニ」「マルチニク」「モーリタニー」「新カレドニー」「セネガル」

在「マロツク」佛國局

大不列顛
 南亞弗利加大不列顛殖民地
「ベチユアナランド(保)
 「アトランクスワイル」

在土耳其英國局

加那太

在外國印度局

共ノ他ノ大不列顛殖民地及所屬地

希臘

希臘

洪島利

在外國伊太利局

歷山堡

那威

蘭領印度

暹羅

瑞西

○遞信省告示第五百七十號

本月二十六日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

明治四十年九月二十三日

遞信大臣山縣伊三郎

七尾郵便局 石川縣鹿島郡七尾町
能登郵便局 石川縣鹿島郡能登村

和倉郵便局

石川縣鹿島郡能登村

○逓信省告示第五百七十一號

明治三十三年八月逓信省告示第三百十四號電話呼出地域中「加賀國能美郡松任町」ノ項ノ次ニ左ノ通
追加ス

明治四十年九月二十二日

逓信大臣山縣伊三郎

一能登國鹿島郡七尾町、矢田郷村大字府中、同矢田新、同所口字島田、同藤橋字大ノ木町、同天神川原字明神町、西養村大字小島
一能登國鹿島郡能登村大字能登部下、同徳丸、同上村、同西島、同金丸村、同屋村、同久江村、同江村、同久江、同能登村、同大字、同鹿島、同
田、同藤井、同小田中
一能登國鹿島郡能登村大字和倉、石崎村

○逓信省告示第五百七十二號

明治三十九年六月逓信省告示第二百六十四號加入區域外通話區域及電話料、電話呼出料中左ノ通追加
ス

明治四十年九月二十二日

逓信大臣山縣伊三郎

「金澤石動間」ノ次ニ

加入區域外
通話區域

一電話ノ
電話料

一回ノ電
話呼出料

「小松高岡間」ノ次ニ

金澤七尾間 金二十五錢
金澤能登間 金二十五錢
金澤和倉間 金二十五錢

小松七尾間 金二十五錢

金二十五錢

「高岡新湊間」ノ次ニ

高岡七尾間 金二十錢
高岡和倉間 金二十錢

金二十錢

金十五錢

「富山新湊間」ノ次ニ

富山七尾間 金二十五錢
富山和倉間 金二十五錢

金二十五錢

金十五錢

「岩瀬新湊間」ノ次ニ

七尾能登間 金十錢
七尾和倉間 金十錢
能登和倉間 金十五錢

金十錢

金十錢

○逓信省告示第五百七十二號
郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ
明治四十年九月二十五日 逓信大臣山縣伊三郎

英貨	一パウンド	九圓七角五分	一圓二付二角五分
	一シリング	四角八分	二圓二付二角五分
佛貨	一フラン	三圓九角	一圓二付二角五分
	一マルク	二圓一角五分	二圓二付二角五分
米貨	一セメント	二圓一角五分	一圓二付二角五分
	一ヤマト	二圓一角五分	一圓二付二角五分
獨貨	一マルク	二圓一角五分	一圓二付二角五分
	一フラン	三圓九角	一圓二付二角五分
國貨	一マルク	二圓一角五分	一圓二付二角五分
	一フラン	三圓九角	一圓二付二角五分
地地利貨幣	一クローネ	二圓一角五分	一圓二付二角五分
	一マルク	二圓一角五分	一圓二付二角五分
洪吉利貨幣	一マルク	二圓一角五分	一圓二付二角五分
	一フラン	三圓九角	一圓二付二角五分

香港洋銀		銀	
一セント	一〇九三三	一セント	一〇九三三
一ダライ	一〇九三三	一ダライ	一〇九三三
一セント	一〇九三三	一セント	一〇九三三
一圓ニ付九十一「セント」四二九		一圓ニ付九十一「セント」七四三	

(備考) 羅馬尼亞貨幣「ルー」及「バニ」ノ換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ。*香港爲幣中對公島及露波ニ據宛フルモノニハ銀紙換算割合ヲ適用シ其他ノ地方ニ據宛フルモノニハ香港洋銀換算割合ヲ適用ス

○逓信省告示第五百七十四號

來十月一日ヨリ諸外國宛通常郵便物(價格表記書狀)ノ料金左ノ如シ

明治三十一年十月 逓信省告示第三百四十五號ハ本月三十日限り之ヲ廢止ス

明治四十年九月二十五日

逓信大臣山縣伊三郎

一、郵便料

國名及地名	媒介國又ハ經由地	寄狀	書狀	郵便物	印刷品	見本	營業書	郵便用紙
第一、郵便聯合諸國	ハ經由地	二十ク	二十ク	二十ク	二十ク	二十ク	二十ク	二十ク
第二、郵便聯合外國	ハ經由地	二十ク	二十ク	二十ク	二十ク	二十ク	二十ク	二十ク

第一、郵便聯合諸國	第二、郵便聯合外國
一、ノルウェー	一、ノルウェー
二、デンマーク	二、デンマーク
三、スウェーデン	三、スウェーデン
四、フィンランド	四、フィンランド
五、アイスランド	五、アイスランド
六、リトアニア	六、リトアニア
七、ラトヴィア	七、ラトヴィア
八、エストニア	八、エストニア
九、バルト諸島	九、バルト諸島
十、バルチック諸島	十、バルチック諸島
十一、バルチック諸島	十一、バルチック諸島
十二、バルチック諸島	十二、バルチック諸島
十三、バルチック諸島	十三、バルチック諸島
十四、バルチック諸島	十四、バルチック諸島
十五、バルチック諸島	十五、バルチック諸島
十六、バルチック諸島	十六、バルチック諸島
十七、バルチック諸島	十七、バルチック諸島
十八、バルチック諸島	十八、バルチック諸島
十九、バルチック諸島	十九、バルチック諸島
二十、バルチック諸島	二十、バルチック諸島

明治四十年九月 告示 逓信省第五百七十四號

一七七七

○逓信省告示第五百七十五號

來十月一日ヨリ羅馬締結萬國郵便條約ニ依リ本邦ト別配達郵便物ヲ交換スル國左ノ如ク
明治三十一年十二月十二日逓信省告示第三百四十四號ハ本月三十日限り廢止ス
明治四十年九月二十五日 逓信大臣山縣伊三郎

獨逸

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

亞細亞

伊國郵便局	在歐羅巴土耳其、アルバニア、州、キエフ、シベリア、シマニヤ、及「ス」キエフ、在クリミア、島、カネ、シ、及「トリポリ」郵政、マンガ、シ、及「トリポリ」並布サン、マラ、ン、共和國	一千「フラン」	Franc 及 Centime	許	Direction Générale des Postes (1re Division de Bureau) à Rome
伊國殖民地	國內總テノ局	一千「フラン」	Franc 及 Centime	許	Direction Générale des Postes (1re Division de Bureau) à Home
歴山	國內總テノ局	一千「フラン」	Franc 及 Centime	許	Direction Générale des Postes (1re Division de Bureau) à Home
那威	國內總テノ局	七百二十「クローネ」	Couronnes 及 Ore	許	名 宛 局
和蘭	國內總テノ局	五百「フロッリン」	Florin 及 Cent	許	名 宛 局
德國	國內總テノ局	五百「マルク」	Mark 及 Cent	許	名 宛 局
羅馬尼亞	國內總テノ局	一千「フラン」	Franc 及 Centime	許	名 宛 局
瑞典	國內總テノ局	七百二十「クローネ」	Couronne 及 Ore	許	名 宛 局
瑞	國內總テノ局	一千「フラン」	Franc 及 Centime	許	名 宛 局

〔參照〕

明治三十五年十一月 逓信省告示第五百四十八號ハ本號ト同件ナリ

○逓信省告示第五百七十七號
 來十月一日ヨリ外國小包郵便物ノ取戻若ハ名宛變更又ハ代金引換外國小包郵便物ノ代金引換ノ取
 消若ハ其ノ金額ノ低減ニ關スル請求書ヲ宛ツヘキ外國官署左ノ如ク
 明治四十年九月二十五日
 逓信大臣山縣伊三郎

獨逸	獨逸保羅蘭及在外國獨逸郵便局	名 宛 局	Administration des chemins de fer de l'Etat belge à Bruxelles.
亞然	亞然の音共和國	名 宛 局	Direction Générale des Postes à Buenos-Aires.
埃地	在「ルヴァン」埃國郵便局	名 宛 局	
白耳	白耳鐵國鐵道局	名 宛 局	Administration des chemins de fer de l'Etat belge à Bruxelles.
勃爾瓦	勃爾瓦共和國	名 宛 局	Direction Générale des Postes à Santiago.
智利	智利共和國	名 宛 局	Direction Générale des Postes à Bogota.
古倫比亞	古倫比亞共和國	名 宛 局	
丁抹	丁抹領「フエロ」諸島及「ブリスベン」島	名 宛 局	Administration Centrale des Postes à Copenhague.
丁抹領	丁抹領「ツリーラン」島	名 宛 局	Bureau de poste à St.-Thomas.
丁抹領	丁抹領西印度	名 宛 局	Direction Générale des Postes à St.-Domingue.
埃及	埃及共和國	名 宛 局	Direction Générale des Postes à Alexandrie.

柳樹屯	〇〇三	蘆平	〇〇三	仙金	〇〇三
大石橋	〇〇三	牛家	〇〇三	昌城	〇〇三
海州	〇〇三	木河	〇〇三	昌城	〇〇三
金州	〇〇三	草東	〇〇三	昌城	〇〇三
善州	〇〇三	大孤	〇〇三	昌城	〇〇三
瓦房店	〇〇三	烟臺	〇〇三	昌城	〇〇三
熊岳城	〇〇三	蘇家屯	〇〇三	昌城	〇〇三
				寬城子	〇〇三
				公主嶺	〇〇三
				四平街	〇〇三
				開原	〇〇三
				開原	〇〇三
				昌城	〇〇三
				昌城	〇〇三
				昌城	〇〇三
				昌城	〇〇三

○遞信省告示第五百八十四號

國際返信切手券ハ當分ノ内左記局ニ於テ是カ賣捌ヲ爲サレム

明治四十年九月二十六日

遞信大臣山縣伊三郎

一、一、二等郵便局 一、在清國本邦郵便局

○遞信省告示第五百八十五號

帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル諸國、羅馬約定ニ依リ爲替ヲ交換スル國ニ於ケル爲替取扱局爲替金額ヲ表示スヘキ貨幣、爲替一口ノ最高額、羅馬約定ニ依ル通常爲替別配達請求ノ許否、同約定ニ依ル爲替取戻又ハ名宛變更請求ノ許否及其ノ請求書ヲ宛ツヘキ官署、帝國振出媒介爲替ニ對スル媒介國或媒介料ノ有無及其ノ金額等左ノ如シ

本告示ハ來十月一日ヨリ施行シ明治三十八年七月遞信省告示第四百二十五號ハ之ヲ廢止ス

明治四十年九月二十七日

遞信大臣山縣伊三郎

第一 通常爲替

一 直接交換國

甲 羅馬締結郵便爲替業務約定ニ依ルモノ

國名	上記諸國ニ於ケル外國郵便爲替取扱郵便局	爲替金額ヲ表示スヘキ貨幣	爲替一口ノ最高額	爲替別配達	爲替取戻及名宛變更請求書ヲ宛ツヘキ官署
亞然的普共利國 (Argentine Republic)	十附註ニ掲ケル郵便局ニ限リ取扱フ	本邦銀本邦紙	本邦銀	爲替別配達	爲替取戻及名宛變更請求書ヲ宛ツヘキ官署
奧地利 (Austria)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法山	法山	請求スルコトヲ得	中央郵政廳
比耳機 (Belgium)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法山	法山	請求スルコトヲ得	中央郵政廳
「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ」 (Bosnia-Herzegovina)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法山	法山	請求スルコトヲ得	中央郵政廳
伯國 (Brazil)	十附註ニ掲ケル郵便局ニ限リ取扱フ	法山	法山	請求スルコトヲ得	中央郵政廳
勃爾瓦利 (Bulgaria)	十附註ニ掲ケル郵便局ニ限リ取扱フ	法山	法山	請求スルコトヲ得	中央郵政廳

「ヤルカ」 (Yalhy) (Yalhy)	「サモス」 (Samos)	「ベイルート」 (Beirut)	「ダマスカス」 (Damascus)	「セレス」 (Ceres)	「メジナ」 (Mejina)	「リッホス」 (Rhodes)	「スマイyna」 (Smayna)	「シリア」 (Syria)	「トリポリ」 (Tripoli)
法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓
銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓
百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓
請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ
請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ
名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局

「コンスタンチノープル」 (Constantinople)	「サロニカ」 (Salonica)	「カメルーン」 (Cameroun)	「カリン」 (Caroline Islands)	「ドイツ」 (Germany)	「ドイツ」 (Germany)	「ドイツ」 (Germany)	「ドイツ」 (Germany)	「ドイツ」 (Germany)	「ドイツ」 (Germany)
法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓	法山圓
銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓	銀一千法圓
百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓	百圓
請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ
請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ	請求スルコ
名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局

局 便 (German Post)																				
「マラケシュ」 (Marrakech, Morocco)	「マザガーン」 (Mazagan)	「モグドル」 (Mogador)	「ラバト」 (Rabat)	「サフィ」 (Saffi)	「タンジエール」 (Tanger)	「テヌン」 (Tennan)	「ベイルート」 (Beirut, or Beirut)	「ジェッダ」 (Jedda)	「ジェンサレム」 (Jensalem)	「シムナ」 (Smyrna)	「コンスタンチノープル」 (Constantinople)	「モロッコ」 (Morocco)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)
麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓
銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百	銀八百
麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四	麻四
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得
名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局

局 便 利 太 伊 國 外 在 (Italian Post Offices in foreign countries)																				
「サンマリーノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)	「サンマリノ」 (San Marino)
「ジェッダ」 (Jedda)	「ジェンサレム」 (Jensalem)	「シムナ」 (Smyrna)	「コンスタンチノープル」 (Constantinople)	「モロッコ」 (Morocco)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)	「トルコ (ヨーロッパ)	「トルコ (アジア)
麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓	麻布圓
銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千	銀一千
法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四	法四
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得	請求スルコトヲ得
名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局	名宛郵便局

和國(Netherlands, or Holland)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	山	山	一千法	四	四	請来スルコトヲ得	名宛郵便局
印度支那(Netherlands Indies, or Dutch East Indies)	十附註ニ掲ケル郵便局ニ限リ取扱フ	法	山	山	一千法	四	四	請来スルコトヲ得	名宛郵便局
挪威(Norway)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	山	山	一千法	四	四	請来スルコトヲ得	名宛郵便局
羅馬尼亞(Romania)	十附註ニ掲ケル郵便局ニ限リ取扱フ	法	山	山	一千法	四	四	請来スルコトヲ得	名宛郵便局
瑞典(Sweden)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	山	山	一千法	四	四	請来スルコトヲ得	名宛郵便局
瑞士(Switzerland)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	山	山	一千法	四	四	請来スルコトヲ得	名宛郵便局

附註 *在東京及函館並東京郵州漢口北京天津各埠西郵便局均在廈門廣東省城江蘇州漢口南京北京上海汕頭天津各埠通郵便局ニ宛テ本邦ヨリ郵便爲替ヲ提出スルコトヲ得

十亞然的音共和國ニ於ケル外國郵便爲替取扱局名

「ブエノスアイレス」中央局 (Buenos Aires)	ロドリゴ(Gordola)	メンドサ(Mendoza)	サリア(Salia)
「バリア・ブランカ」 (Bahia Blanca)	コルチエス(Corrientes)	メロサ(Mercedez)	サンファン(San Juan)
「ベリア・ビスタ」 (Bella Vista)	エスペランサ(Esperanza)	ノゴヤ(Nogoya)	サンルイス(San Luis)
「カタマラン」 (Catamarca)	ゴヤ(Goya)	イタヌイ(Itazu)	サンニコラス(San Nicolas)
「コロン」 (Colon)	グアレグアイ(Gualeguay)	リオクアルト(Rio Cuarto)	サンフェ(San Fe)
「コンセプション」 (Concepcion del Uruguay)	ラ・プラタ(La Plata)	ロス・リオス・デ・サンタフェ(Rosario del Tala)	サンティアゴ・デルエステロ(Santiago del Estero)
「コンコーディア」 (Concordia)	ラ・リホヤ(La Rioja)		サンタ・テレサ(Villa Maria)

十勃爾瓦利ニ於ケル外國郵便爲替取扱局名

「アイトス」 (Aitios)	グロウモン(Groumon)	ランボル(Lambol)	ロプリチヒ(Repitchi-
「アヒョ」 (Ahio)	ドブリチ(Dobrich)	イスクレツ(Iskretz)	titza)
「アクトゥル」 (Aktulanar)	ドナ・バンジャ(Dolna-Banja)	ジュブリアツ(Jubianiza)	ロズニツ(Rosnietz)
「アクトゥル」 (Aktulanar)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	ジェナツ(Jenava)	ロコチエリ(Kocheri-
「バロウナ」 (Balounar)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カジゲ(Jigage)	nov)
「バルチカ」 (Baltika)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カロフ(Kalofar)	ロコリ(Kokoi)
「ベロフ」 (Belov)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カラボウナ(Karabounar)	ロウ(Koula)
「ベロフ」 (Belov)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カラシセン(Karaisen)	ロゾドヌ(Kozodony)
「ベロフ」 (Belov)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カカロフ(Karlof)	クリチヒ(Kritchih)
「ベロフ」 (Belov)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カズパ(Karpoh)	クリチヒ(Kritchih)
「ベロフ」 (Belov)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カズパ(Karpoh)	ラシチエフ(Lasichieff)
「ベロフ」 (Belov)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カズパ(Karpoh)	ラシチエフ(Lasichieff)
「ベロフ」 (Belov)	ドナ・ドナ(Dolna-Dolna)	カズパ(Karpoh)	ラシチエフ(Lasichieff)

オムニウ(H) (Oranio) オムニウ (Osman Pazari) オムニウ (Ossikovitz) オムニウ (Ostrov) オムニウ (Panungurichii) オムニウ (Pavlikeni) オムニウ (Pechern) オムニウ (Perniti) オムニウ (Perouchitzan) オムニウ (Pirdop) オムニウ (Pleron) オムニウ (Popovo) オムニウ (Povodia) オムニウ (Provadiia) オムニウ (Rad ni Mahali)	オムニウ (Radomir) オムニウ (Rahmanlaré) オムニウ (Rahmanli) オムニウ (Rahovo) オムニウ (Raegrad) オムニウ (Razgrad-gare) オムニウ (Rila) オムニウ (Rouschouk) オムニウ (Samokov) オムニウ (Sarnitzi) オムニウ (Schiroka-Laka) オムニウ (Sevliovo) オムニウ (Silitari) オムニウ (Sizopol) オムニウ (Skobolevo) オムニウ (Sliven) オムニウ (Sofia)	オムニウ (Somovik) オムニウ (Sopoli) オムニウ (Soubindoli) オムニウ (Stanimaka) オムニウ (Stara-Zagora) オムニウ (Staro-Novo-Selo) オムニウ (Strelitsa) オムニウ (Strelitsa) オムニウ (Strelitsa) オムニウ (Strichov) オムニウ (Tatar-Paradjik) オムニウ (Tchopelare) オムニウ (Tcher-ven-Breg) オムニウ (Tchifakeni) オムニウ (Tchirpan) オムニウ (Tcherven)	オムニウ (Tirnovo) オムニウ (Tirnovo Seynon) オムニウ (Topolovo) オムニウ (Toutrakan) オムニウ (Trevena) オムニウ (Trin) オムニウ (Trojan) オムニウ (Tventiza) オムニウ (Txaribood) オムニウ (Varna) オムニウ (Varnabets) オムニウ (Velren) オムニウ (Viddia) オムニウ (Vratza) オムニウ (Vrithiza) オムニウ (Zastaritz) オムニウ (Zalitz) オムニウ (Zastaritz)
---	---	--	--

十 蘇門答臘島に於ける外國郵便線略図

アムボン (Amboina) アムボン (Amboina) アムボン (Amoent) アムボン (Ampeuan) アムボン (Anjer) アムボン (Banjer) アムボン (Batavia) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu)	アムボン (Amboina) アムボン (Amboina) アムボン (Amoent) アムボン (Ampeuan) アムボン (Anjer) アムボン (Banjer) アムボン (Batavia) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu)	アムボン (Amboina) アムボン (Amboina) アムボン (Amoent) アムボン (Ampeuan) アムボン (Anjer) アムボン (Banjer) アムボン (Batavia) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu)	アムボン (Amboina) アムボン (Amboina) アムボン (Amoent) アムボン (Ampeuan) アムボン (Anjer) アムボン (Banjer) アムボン (Batavia) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu)	アムボン (Amboina) アムボン (Amboina) アムボン (Amoent) アムボン (Ampeuan) アムボン (Anjer) アムボン (Banjer) アムボン (Batavia) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu) アムボン (Batu-Batu)
--	--	--	--	--

パチヤ (Pati)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Taroeng)	スマタラ (Sumatra)
パチヤ (Pajijian)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Tasikmas- luja)	スマタラ (Sumatra)
パチヤ (Paklon- gan)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Telbingingi Deli)	スマタラ (Sumatra)
パチヤ (Pemalang)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Telbingingi Palembang)	スマタラ (Sumatra)
パチヤ (Poerbo- linggo)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Telog- bekong)	スマタラ (Sumatra)
パチヤ (Poerwa- karta)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Teman- egoeng)	スマタラ (Sumatra)
パチヤ (Poerwodadi Grohogan)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Tepan)	スマタラ (Sumatra)
パチヤ (Poer- wokerto)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Ternate)	スマタラ (Moluccas)
パチヤ (Poer- wordjo)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Tjandi)	スマタラ (Java)
パチヤ (Ponorogo)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Tjepoc)	スマタラ (Java)
パチヤ (Pon- antik)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Tjandjoer)	スマタラ (Java)
パチヤ (Prohlin- ego)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Tjibadak)	スマタラ (Java)
パチヤ (Ran- tauipuyut)	スマタラ (Sumatra)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Tjilapop)	スマタラ (Java)
パチヤ (Rembang)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Tjimali)	スマタラ (Java)
パチヤ (Sabang)	スマタラ (Sumatra)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Toehan)	スマタラ (Java)
パチヤ (Salafig)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Toeloenggong)	スマタラ (Java)
パチヤ (Samarinda)	スマタラ (Borneo)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Toeran)	スマタラ (Java)
パチヤ (Sanoer)	スマタラ (Bali)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Torer)	スマタラ (Java)
パチヤ (Sawaloan- to)	スマタラ (Sumatra)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Walleve- den Rijswijk)	スマタラ (Java)
パチヤ (Semarang)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Waling)	スマタラ (Java)
パチヤ (Semarang)	爪哇 (Java)	サハラのチンガ	スマタラ (Sumatra)	タラハ (Wonosolo)	スマタラ (Java)

十羅馬尼ラ於ケル外國郵便爲替取扱局名

パチヤ (Afind)	スマタラ (Bros- cent-Melheimzi)	スマタラ (Bros- cent-Suceava)	スマタラ (Bros- cent-Suceava)	スマタラ (Bros- cent-Suceava)	スマタラ (Bros- cent-Suceava)
パチヤ (Aznga)	スマタラ (Budesi)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bacau)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bacses)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bain-de- Arman)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Basilces)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Balac)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bilices)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Balsin)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Batu)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bavanes)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bochle)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bodend)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bicenz)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bileures)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Blatetz)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bivolar)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Bulatin)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Botosani)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Brailceeni)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Brailin, or Braila)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)
パチヤ (Brezoia)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)	スマタラ (Budan)

米利加 (Mizil) 米利加 (Moinesci) 米利加 (Monteoru) 米利加 (Mungeni) 米利加 (Negresci) 米利加 (Nicoresci) 米利加 (Obodeni) 米利加 (Omele-Mari) 米利加 (Odobesci) 米利加 (Oltenitza) 米利加 (Ostrov) 米利加 (Panciu) 米利加 (Parinca) 米利加 (Pasceni) 米利加 (Pasceni) 米利加 (Patra-N) 米利加 (Pesci) 米利加 (Ploa-Petri) 米利加 (Ploesci) 米利加 (Ploesti) 米利加 (Ploesti)	米利加 (Podul- Iloel) 米利加 (Podul- Turcului) 米利加 (Podul- Turcului) 米利加 (Predani) 米利加 (Priceni) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa) 米利加 (Pucioasa)	米利加 (Seceni) 米利加 (Sfantu- George or St. George) 米利加 (Simina) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic) 米利加 (Sisic)	米利加 (Tirgu-Jiu) 米利加 (Tirgu- Neamtzu) 米利加 (Tirgu-Oena) 米利加 (Tiu) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea) 米利加 (Tulcea)
---	---	--	---

特別郵便爲替條約ニ依ルモノ

國名	爲替金額ヲ表示スルキ貨幣	爲替一口ノ最高額	本邦銀出額	本邦銀渡額
亞米利加合衆國 (America, the United States of)	弗仙(米貨)	一百弗	一百弗	本邦貨幣相當額
加那大 (Canada)	弗仙(加那大貨幣)	一百弗	一百弗	本邦貨幣相當額
大英列國 (Great Britain and Ireland, the United Kingdom of)	磅(英貨)	十磅	十磅	本邦貨幣相當額
香港 (Hongkong)	弗仙(香港洋銀)	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
澳門 (Amoy)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
廣東 (Canton)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
汕頭 (Chiafo)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
福州 (Fookohow)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
漢口 (Hankow)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
海口 (Hoohow)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
汕頭 (Lai Kung Tau)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
寧波 (Ningpo)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
上海 (Shanghai)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額
汕頭 (Swatow)	弗仙	四弗	四弗	本邦貨幣相當額

附註
 * 在厦門、廣東、福州、漢口、上海、汕頭各英國領事館之地方本邦郵便爲替ヲ提出スコトヲ得ル
 明治四十年九月 告示 逓信省第五百八十五號

一 直接交換國郵政廳ノ媒介ニ依リ交換スル國
甲 羅馬約定加入國郵政廳ノ媒介ニ依ルモノ

國名	上郵諸國ニ於テ取扱郵便局	媒介	爲替金額ノ表	爲替一圓ノ額	媒介手数料	爲替取戻及名宛郵便	備考
希臘 (Greece)	アテネス、オース、コリント、パルナッス、パリス、ピレウス、ラナキ、サロニキ、スミラ、トリス、ボウリア、カリス、パルナッス、パリス、ピレウス、ラナキ、サロニキ、スミラ、トリス、ボウリア、カリス	白耳義郵	〃	〃	〃	〃	〃
自由邦 (Congo Free State)	レオポルドヴィル、キルンダ、マタディ	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃
智利 (Chili)	リウデポルト	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃
公使館 (Congo Free State)	レオポルドヴィル、キルンダ、マタディ	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃

西蘭佛岸海西加利弗亞
Colonies on the west coast of Africa:

國名	國內郵便局	媒介	爲替金額ノ表	爲替一圓ノ額	媒介手数料	爲替取戻及名宛郵便	備考
ウーグンダ (Uganda)	キバネ	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃
ダホメー (Dahomey)	ポルトノボ	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃
フランス領剛果 (French Congo)	ブラザビル、リブールヴィル	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃
フランス領ギニア (French Guinea)	コナクリ	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃
フランス領象牙海岸 (French Ivory Coast)	アビジャン、グランド・バサマ	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃
フランス領セネガル (French Senegal)	ダカール	法、山圓、銀一千法四百圓引去ル	〃	〃	〃	〃	〃

十智利ニ於ケル外國郵便爲替取扱局名

アチケ (Achno)	チリノチノチ (Con-tinlon)	チリノチノチ (Molchen)	チリノチノチ (Santiago 2)
アンデ (Ancud)	チリノチノチ (Coyapo)	チリノチノチ (Nacimiento)	チリノチノチ (Santiago 3)
アンデ (Andes)	チリノチノチ (Coyunibo)	チリノチノチ (Nueva Imperial)	チリノチノチ (Santiago 4)
アンデ (Angol)	チリノチノチ (Coronel)	チリノチノチ (Osorno)	チリノチノチ (Santiago 5)
アンデノチノチ (Antofagasta)	チリノチノチ (Corno)	チリノチノチ (Osvalle)	チリノチノチ (Santiago 6)
アンデノチノチ (Arauco)	チリノチノチ (Curpio)	チリノチノチ (Parral)	チリノチノチ (Santiago 7)
アンデノチノチ (Arica)	チリノチノチ (Curico)	チリノチノチ (Petroca)	チリノチノチ (Tarma)
アンデノチノチ (Bain)	チリノチノチ (Florida)	チリノチノチ (Punno)	チリノチノチ (Talen)
アンデノチノチ (Balmes)	チリノチノチ (Freirina)	チリノチノチ (Pisagua)	チリノチノチ (Talcuano)
アンデノチノチ (Bulnco)	チリノチノチ (Illapel)	チリノチノチ (Punta-Moni)	チリノチノチ (Taltal)
アンデノチノチ (Caldes)	チリノチノチ (Iquique)	チリノチノチ (Punta-Arenas)	チリノチノチ (Temuco)
アンデノチノチ (Cauten)	チリノチノチ (Laserena)	チリノチノチ (Putaendo)	チリノチノチ (Tocopilla)
アンデノチノチ (Carrizal-Bajo)	チリノチノチ (Ligua)	チリノチノチ (Quilota)	チリノチノチ (Tome)
アンデノチノチ (Casta)	チリノチノチ (Linares)	チリノチノチ (Quirino)	チリノチノチ (Union)
アンデノチノチ (Cauquenes)	チリノチノチ (Los Angel)	チリノチノチ (Rancagua)	チリノチノチ (Valdivia)
アンデノチノチ (Chilian)	チリノチノチ (Los Angel)	チリノチノチ (Rengo)	チリノチノチ (Valparaiso)
アンデノチノチ (Chilipulli)	チリノチノチ (Melipilla)	チリノチノチ (San Carlos)	チリノチノチ (Vichauquen)
アンデノチノチ (Concepcion)	チリノチノチ (Melipilla)	チリノチノチ (San-Falpo)	チリノチノチ (Vicuna)
	チリノチノチ (Molina)	チリノチノチ (San-Fernando)	チリノチノチ (Yumbay)

乙 特別條約國郵政廳ノ媒介ニ依ルモノ

國	本	媒介額	爲替金額	爲替率	手数料割合	備考
「キューバ」(Cuba)	米國郵券 (米貨) 仙	本邦爲替 宛爲替	本邦爲替 宛爲替	出願 本邦爲替	本邦爲替 宛爲替	二通五 仙

國名	爲替金額ニ於ケル外國電信爲替取扱郵便局	爲替金額ヲ表シスルキ貨幣		爲替一口ノ最高額	本邦拂渡額
		本邦提出爲替宛爲替	宛爲替		
英國北婆羅洲(British North Borneo)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
ケープコロニー(Cape Colony)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
錫蘭(Ceylon)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
マウリタニヤ(Mauritius)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
ニュージーランド(New Zealand)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
暹羅(Siam)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
香港(香港)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
南洋羣島(Straits Settlements)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
馬來聯邦(The Federated Malay States)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一
トランスバルド(The Transvaal)	ク	ク	ク	ク	爲替金額ノ百分ノ一

附註
→香港郵政廳ノ媒介ニ依リ本邦ヨリモリシヤスニ宛テ郵便爲替ヲ提出スルコトヲ得ス

第一 電信爲替

羅馬締結郵便爲替業務約定ニ依ル電信爲替直接交換國

國名	爲替金額ニ於ケル外國電信爲替取扱郵便局	爲替金額ヲ表シスルキ貨幣	爲替一口ノ最高額	本邦拂渡額
奥地利(Austria)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ 十附註ニ掲ケル郵便局ニ限リ取扱フ	示スルキ貨幣	本邦提出爲替宛爲替	本邦提出額
埃及(Egypt)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	山	山	一千クローネ

佛蘭西(France)	アルジェリア(Algeria)	モナコ(Monaco)	ドイツ(Germany)	ハンガリー(Hungary)	ルクセンブルグ(Luxemburg)	オランダ(Netherlands, or Holland)	オランダ領東インド(Netherlands Indies, or Dutch East Indies)	スイス(Switzerland)
國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ サハモ重ナル諸地方ニハ總テ常 信爲替ヲ取扱フ	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ
法	法	法	山	山	山	山	山	山
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
一千	一千	一千	八百	一千	一千	一千	五百	一千
法	法	法	法	法	法	法	法	法
四百	四百	四百	四百	四百	四百	四百	四百	四百
法	法	法	法	法	法	法	法	法
一千法ニ對スル	一千法ニ對スル	一千法ニ對スル	一千法ニ對スル	一千法ニ對スル	一千法ニ對スル	一千法ニ對スル	一千法ニ對スル	一千法ニ對スル

附註
電信爲替取扱及名宛變更ノ許否其ノ請求書ヲ宛テハ官署ハ通常爲替ニ同シ

埃及ニ於ケル外國電信爲替取扱局名

局名	取扱局	爲替金額	最高額
アレキサンドリア(Alexandria, or Alexandrie)	アレキサンドリア(Birket-el-Sah)	爲替金額ノ百分ノ一	一千クローネ
アッサイウト(Assiou)	アッサイウト(Cairo, or Cairo)	爲替金額ノ百分ノ一	一千クローネ
アッサイウト貯水池(Assiouit Reservoir)	アッサイウト貯水池(Chih-el-Com)	爲替金額ノ百分ノ一	一千クローネ
アッサーン(Assouan)	アッサーン(Dannahou)	爲替金額ノ百分ノ一	一千クローネ
アッサーン貯水池(Assouan Reservoir)	アッサーン貯水池(Damietta, or Damiette)	爲替金額ノ百分ノ一	一千クローネ
ベニハ(Benha)	ベニハ(Fayoum)	爲替金額ノ百分ノ一	一千クローネ
ベニハ(ベニソウフ) (Beni-Souef)	ベニハ(ベニソウフ) (Ghergh, or Ghirghin)	爲替金額ノ百分ノ一	一千クローネ

〔參照〕

明治三十八年七月二日遞信省告示第四百二十五號ハ本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名、外國郵便ノ爲替金ヲ表示スヘキ貨幣本邦提出拂渡爲替ノ一口ノ最高制限額等ノ件ナリ

○遞信省告示第五百八十六號

左記郵便局ニ於テハ各其ノ局名ノ下ニ記載スル外國郵便爲替ノ拂渡ヲ取扱ハス但シ轉送又ハ拂渡郵便局變更ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

各一等郵便局 函館 下關東及門司 各二等郵便局ノ所在地ニ設置アル此等各局以外ノ郵便局

清國上海 芝罘、厦門、漢口及福州各郵便局

清國天津及北京各郵便局

清國天津郵便局紫竹林出張所

清國汕頭及廣東各郵便局

清國南京及鎮江各郵便局

本告示ハ來十月一日ヨリ施行シ明治三十八年七月二日遞信省告示第四百二十六號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕

遞信大臣山縣伊三郎

明治三十八年七月二日遞信省告示第四百二十六號ハ本號ト同件ナリ

○遞信省告示第五百八十七號

外國郵便爲替交換局ハ左ノ如シ

各一等郵便局 函館 下關東門司、上海、天津(出張所)、厦門、牛莊、汕頭及廣東郵便局

本告示ハ來十月一日ヨリ施行シ明治三十八年七月二日遞信省告示第四百五十三號及明治四十年五月遞信省告示第三百四十二號ハ之ヲ廢止ス

明治四十年九月二十七日

遞信大臣山縣伊三郎

〔參照〕

明治三十六年九月二日遞信省告示第四百五十三號ハ萬國聯合電信爲替ノ提出及拂渡業務ヲ取扱フ郵便局指定ノ件、明治四十年五月二日遞信省告示第三百四十二號ハ郵便局所ニ於テ外國郵便局ニ對シ萬國聯合郵便爲替及香港及其餘介爲替ノ提出拂渡業務取扱方ナリ

○遞信省告示第五百八十八號

本年三月遞信省告示第七十三號中各營業事務所ノ次ニ左ノ通追加シ本年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年九月二十七日

遞信大臣山縣伊三郎

名	稱	所	管	區	位	區
淡町營業事務所	七條樓	井間	放出片町	區	王寺樓	井間
二見和歌山市間			津山田	區	高田川	區
名古屋屋	淡町	區	松山	區	柘植草津	區
加茂樓	宮間	區	放出片町	區	王寺樓	井間
七條樓	井間	區	天王寺	大阪	區	淡町

○遞信省告示第五百八十九號

本年三月遞信省告示第七十四號帝國鐵道廳工場ノ末尾ニ左ノ通追加シ本年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年九月二十七日

遞信大臣山縣伊三郎

明治四十年九月 告示 逓信省第五百九十九號 第五百九十一號 第五百九十二號 第五百九十三號

名 稱 逓信省告示第五百九十九號 大 阪 逓信大臣山縣伊三郎

左記郵便局ヲ移轉ス 逓信大臣山縣伊三郎

明治四十年九月二十七日 逓信大臣山縣伊三郎

○逓信省告示第五百九十一號 現在位置 神戸市荒出町三丁目 移轉位置 神戸市荒出町四丁目

明治三十九年九月 逓信省告示第二百三十五號墨西哥國ニ於ケル小包郵便物取扱局名表中左ノ通改正ス

一、A. B. C. 順ニ「La Aguita Mineral (Coh.)」、「La Huacana (Mich.)」、「La Tortuga (Higo.)」、「San Fernando (Go.)」、「San Juan (Mich.)」ヲ削除ス

○逓信省告示第五百九十二號 左記ノ證書ニ於テ本年十月一日ヨリ船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ

明治四十年九月二十七日 逓信大臣山縣伊三郎

○逓信省告示第五百九十三號 大吹崎 下總國 大吹崎 東京海灣

來十月一日ヨリ外國宛價格表記書狀及同箱物ノ郵便料、價格表記料及各國ニ於ケル隨意規定事項等

左ノ如シ 逓信大臣山縣伊三郎

名 宛 國	逓 送 網 名 及 逓 送 郵 船	郵 便 料	取 限 及 名 宛 變更	代 金 引 換	附 註
西比利亞	船露若八日	1000	許	Mark及	此ノ規則ニ依リ許
加 佛	便 佛 船 伊 瑞 瑞	1000	許	Mark及	此ノ規則ニ依リ許
獨 逸	便 佛 船 伊 瑞 瑞	1000	許	Mark及	此ノ規則ニ依リ許
英 國	便 佛 船 伊 瑞 瑞	1000	許	Mark及	此ノ規則ニ依リ許
獨 逸 保 護 國	便 佛 船 伊 瑞 瑞	1000	許	Mark及	此ノ規則ニ依リ許
東 亞 利 加	便 佛 船 伊 瑞 瑞	1000	許	Mark及	此ノ規則ニ依リ許

明治四十年九月 告示 逓信省第五百九十三號

一八二五

郵便局ノ設置アル地方ニ限ル											
日	獨	佛	加	便	西	日	獨	佛	加	便	西
便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便
亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
許**	許	許	許	許	許	許	許	許	許	許	許
在サンチヤゴ中央郵政廳			名宛局			名宛局			名宛局		

郵便局ノ設置アル地方ニ限ル											
日	獨	佛	加	便	西	日	獨	佛	加	便	西
便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便
亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音	亞然の音
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
許	許	許	許	許	許	許	許	許	許	許	許
Direction Générale des Postes & Co-penhague.			名宛局			名宛局			名宛局		

備考

- 一、左記諸國ヲ除キ本表掲載ノ諸國宛價格表記書狀及同箱物ニ對スル表記金額ノ制限額ハ一方法トス
- 二、英領印度香港錫蘭「バルバドス」「サイプラス」「グレナダ」「英領、ホンヂュラス」「モルタ」「セント、ヘルナ」「セント、リヒヤ」「セント、ヴィンセント」「セイシエルス」、海峽植民地及「ニュー、ファンドランド」宛價格表記書狀ニ對スル表記金額ノ制限額ハ三方法トス
- 三、「ヨールド、コースト」及「ナイゼリア」宛價格表記書狀ニ對スル表記金額ノ制限額ハ六十磅(千五百法)トス
- 四、「フォークランド」諸島宛價格表記書狀ニ對スル表記金額ノ制限額ハ五十磅(千二百五十法)トス
- 五、日便トハ日本郵船株式會社歐洲便ヲ云フ
- 六、西比利亞便トハ日本郵船株式會社及大阪商船株式會社浦留便(浦留便)及亞細亞海峽諸島船浦留便(露便)ヲ云フ
- 七、佛便トハ「メサシエリ」「マリチム」會社船便ヲ云フ
- 八、獨便トハ「ノルド、ドイツ」「ロイド」會社船便ヲ云フ
- 九、加便トハ「カナディアン、パンフィンク、レイムウエー」會社「エムブレッス」號船便ヲ云フ
- 十、香港便ハ諸外國交換所宛開港郵便物並立表中部載ノ香港便ニ同シ
- 十一、運送便名ハ必ス價格表記郵便物ノ表面ニ明記スルヲ要ス
- 十二、代金引換金額ノ低減若ハ取消ノ請求ヲ宛テハキ外國官署名ハ名宛變更及取戻ニ關スルモノニ同シ
- 十三、代金引換價格表記郵便物ヲ取扱フ外國郵便局所名ハ代金引換寄附郵便物ニ關スルモノニ同シ

〔參照〕

明治三十九年八月 逓信省告示第四百九十一號ハ本號ト同伴ナリ

○逓信省告示第五百九十四號

來十月一日ヨリ左記郵便局ニ電信事務ヲ開始ス但シ電報配達事務ヲ取扱ハス

明治四十年九月二十八日

逓信大臣山縣伊三郎

名 稱

位

區

名

稱

位

區

京都三條大橋郵便局 京都市下京區三條大橋東橋詰

京都本派本願寺郵便局 京都市下京區七條廣所門東入ル

○逓信省告示第五百九十五號

來十月一日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置ス

明治四十年九月二十八日

逓信大臣山縣伊三郎

名 稱

位

區

名

稱

位

區

片岡電信取扱所 栃木縣鹽谷郡片岡村片岡停車場(停車場)(次郎局)
片岡支所(支所)

東那野電信取扱所 栃木縣那須郡那須野村東那須野停車場(同)(支所)

栃木縣鹽谷郡片岡村片岡停車場(停車場)(次郎局)
栃木縣那須郡那須野村東那須野停車場(同)(支所)

○逓信省告示第五百九十六號

來十月一日ヨリ左記郵便局ニ電話交換業務ヲ開始シ電報規則第七十五條ニ依ル電話加入者ノ託送電報ヲモ取扱フ但其ノ取扱時間左ノ通相定ム

明治四十年九月二十八日

逓信大臣山縣伊三郎

名 稱

位

區

名

稱

位

區

秋志内郵便局 北海道石狩國空知郡秋志内村

幅内山郵便局

北海道石狩國空知郡三笠山村

取扱時間

一 三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前六時ヨリ午後十時マテ

一 十一月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前七時ヨリ午後十時マテ

○遞信省告示第五百九十七號

本月三十日ヨリ左記郵便局ヲ移轉ス

明治四十年九月二十八日

名 稱 靜岡七間町郵便局

現在位置 靜岡市七間町二丁目

移轉位置 靜岡市七間町三丁目

遞信大臣山縣伊三郎

○遞信省告示第五百九十八號

神奈川縣武藏國橫濱港内神奈川浮標ハ左記ノ通移轉セリ

明治四十年九月二十八日

神奈川浮標

遞信大臣山縣伊三郎

一位置 従前ノ位置ヨリ北四度西距離約六十一間四尺

一方位 該浮標ヨリ測定セル磁針方位ハ左ノ如シ

十二天鼻ハ

南十六度東

高島町電燈會社煙突ハ

南八十四度四分西

神奈川砲臺南端ハ

北六十四度十五分西

一水深 大低潮時約一尋半

○遞信省告示第五百九十九號

來十月一日ヨリ外國宛小包郵便物ノ郵便料、特殊取扱料共ノ他各國ニ於ケル隨意規定事項左ノ如シ

明治三十九年^六遞信省告示第二百六十二號ハ本月三十日限り廢止ス

明治四十年九月二十日

遞信大臣山縣伊三郎

外國小包郵便料金表
第一 郵便料金ノ部

名 宛 國	適用		船 路	遞送郵船
	條約	送進		
獨逸	聯合	佛國經由	日又ハ佛船、佛國	加船、加那大、英船
獨逸 保護國	聯合	佛國經由	日又ハ佛船、佛國	加船、加那大、英船
東亞 弗利加	聯合	亞丁經由	佛又ハ獨船、亞丁	獨船、獨船
南西 亞弗利加	聯合	獨船	獨船、獨船	獨船
「カメルーン」	聯合	獨船	獨船、獨船	獨船
「トーゴ」	聯合	獨船	獨船、獨船	獨船
新「ギネー」	聯合	直接交換	獨船	獨船
「サモア」	聯合	英領印度經由	日、英又ハ佛船、印	度、英又ハ獨船
「カロン」諸島	聯合	直接交換	獨船	獨船
「マリアン」諸島	聯合	直接交換	獨船	獨船
「マーシャル」諸島	聯合	直接交換	獨船	獨船
膠州	聯合	直接交換	日船、上海又ハ青島	獨船、伊國伊船
亞然的 音共和國	日英	英國經由	日船、佛國、英船、英	加船、加那大、英船、英國、英船

明治四十年九月 告示 逓信省第五百九十九號